

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画

「第3次さんかくプラン」行政評価

(平成28年度)

～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちを目指して～

平成29年3月

岡山市市民協働局女性が輝くまちづくり推進課

目 次

I 第3次さんかくプランの効き目を測る	・・・ 1
II 第3次さんかくプランの目標別の体系	・・・ 2
III 身近な指標が映す“さんかく都市”（平成24年度～平成28年度） ～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちの視点から～	・・・ 5
IV 平成27年度に実施した主な施策	・・・ 27
○参考資料	・・・ 54

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画「第3次さんかくプラン」のあらまし

凡 例

「さんかく条例」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例 (平成13年6月制定。 同年10月一部施行、平成14年4月全部施行)
「さんかくプラン」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成14年3月策定。計画期間は平成14年度からの5年間)
「新さんかくプラン」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成19年3月策定。計画期間は平成19年度からの5年間)
「第3次さんかくプラン」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成24年3月策定。計画期間は平成24年度からの5年間)
「さんかく岡山」	= 岡山市男女共同参画社会推進センター (平成12年4月オープン)
「さんかくウイーク」	= 岡山市男女共同参画推進週間 (「さんかく条例」により設置。6月21日～27日までの一週間)

※この行政評価における各指標の評価については、平成27年度と平成28年の値または「第3次さんかくプラン」による調査を開始した平成24年度と平成28年度を比較し、統計学的に有意差がある場合のみ、評価の文章中で「上昇」「下降」と表現しています。なお、平成24年度との比較による評価を行った場合は、評価中に比較した年度を記載しています。

I 第3次さんかくプランの効き目を測る

1 プランの効き目を測って市民と市政のかけ橋に

行政の取組だけでは、政策を実現することはできません。とりわけ、男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが理解を深め、市民の皆さんをはじめ、地域団体やNPO、企業など地域の多様な主体による主体的な活動と協働した取組を進めることが不可欠です。

こうしたパートナーシップによる協働の取組を推進していくためには、政策の内容や方向性、目標など自治の基本となる事項について、それぞれの主体が共通の理解と認識を持つことが必要です。

そこで、「第3次さんかくプラン」では、「新さんかくプラン」に引き続き、身近な指標を使って男女共同参画社会の進展の度合いをわかりやすく示すとともに、その情報を市民の皆さんに提供することで、男女共同参画社会の実現に向けた取組への市民参加の促進をめざしています。

2 「何をしたか」から「どんな成果が得られたか」へ

「第3次さんかくプラン（体系は2ページを参照）」に基づいて、市民・事業者・市の行うさまざまな取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたのかを見るために、活動量や活動実績を測る指標（数値目標）だけでなく、どんな成果が生み出されたかを測る指標（成果指標）を設定しています。（3～4ページを参照）

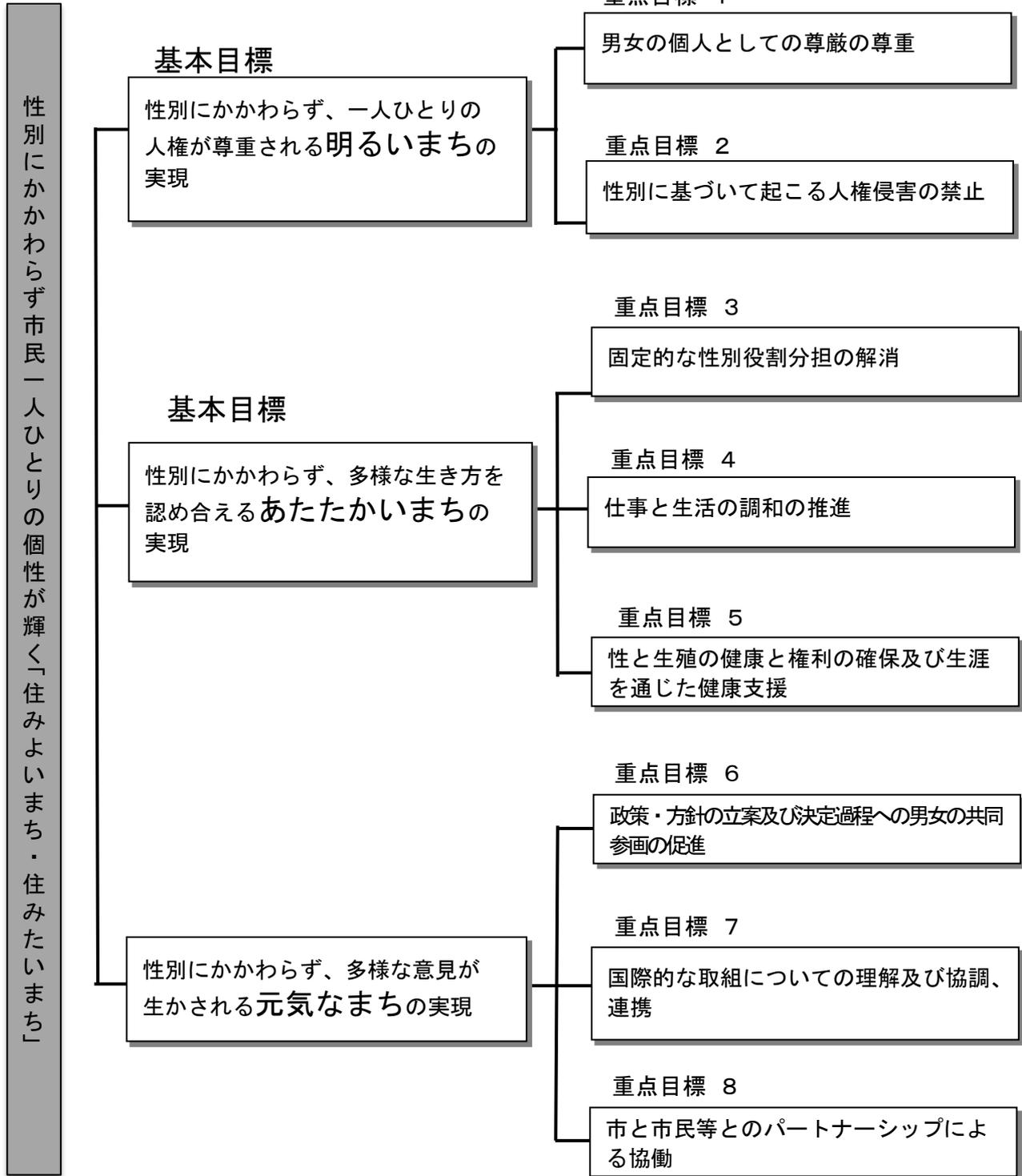
平成24年度に数値目標と成果指標の現状値調査を行い、平成25年度から、これらをもとに公開を前提とした評価を行います。

II 第3次さんかくプランの目標別の体系

実現すべき姿

基本目標

重点目標



数値目標及び成果指標一覧

第3次さんかくプランでは、数値目標と成果指標を設定しています。

数値目標は行政が事業を行う上で目標とする数値のことで、成果指標は男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安となるものです。

成果指標の数値は、全ての取組の効果だけでなく、社会情勢によっても変動するため、目標とする数値は設けずに、全てが向上することをめざしています。

数値目標一覧

基本目標	重点目標	数値目標		目標値 (H24現状値 → H28目標値)	掲載 ページ
Ⅰ 性別にかかわらず、 一人ひとりの人権が 尊重される明るい まちの実現	1 男女の個人としての 尊厳の尊重	A	小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合	小・100% → 100% 中・100% → 100%	P7
		B	保育園、幼稚園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り組んだ園の割合	-% → 100%	P7
		C	「さんかくカレッジ」修了生の講師登用回数	毎年 8回 → 10回以上	P7
	2 性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	D	市の実施するDV防止啓発講座等の受講者数	毎年 215人 → 500人 以上	P10
		E	市の実施するセクハラ研修・出前講座の受講者数	毎年 575人 → 700人 以上	P10
Ⅱ 性別にかかわらず、 多様な生き方を認め 合えるあたたかい まちの実現	3 固定的な性別役割 分担の解消	F	市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数 ※1	毎年 6,270人 → 6,000人 以上	P13
	4 仕事と生活の調和 の推進	G	保育園の待機児童解消期間	12か月 → 12か月	P16
	5 性と生殖の健康と 権利の確保及び 生涯を通じた健康支援	H	市の実施する性に関する出前講座の受講者数	毎年 16,281人 → 17,500人 以上	P19
		I	乳がん検診受診率	16.7% → 50%	P19
Ⅲ 性別にかかわらず、 多様な意見が 生かされる元気な まちの実現	6 政策・方針の立案及び 決定過程への男女の 共同参画の促進	J	市の審議会の女性委員の割合	40.3% → 40%	P21
		K	市の女性管理職の割合 ※2	5.7% → 8%	P21
	7 国際的な取組に ついての理解 及び協調、連携	L	市の実施する世界の動きや国際的な取組についての講座・研修の受講者数	毎年 546人 → 300人 以上	P23
	8 市と市民等との パートナーシップ による協働	M	「さんかくウイーク」への参加者数	毎年 2,708人 → 3,000人 以上	P25
		N	「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率	20.9% → 50%	P25

※1 啓発講座の受講者数：「さんかくウイーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含む。

※2 市の女性管理職の割合：ここでいう管理職とは教育職を除く課長相当職以上の職員を指す。

成果指標一覧

基本目標	重点目標	成果の指標	定義	掲載ページ	
Ⅰ 性別にかかわらず、 一人ひとりの人権が 尊重される明るい まちの実現	1 男女の個人としての 尊厳の尊重	A	小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合	P8
		B	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合	P8
		C	メディア表現の中での男女平等感	新聞、テレビ、インターネットなどのメディアの中で性差別的表現があったときに気づく人の割合	P9
	2 性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	D	公的相談機関の周知度	市内にあるDVの専門的な相談機関（市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター）を知っている人の割合	P10
		E	DV・デートDVに対する認知度	配偶者・パートナーや恋人関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力等の行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合	P11
		F	職場におけるセクハラへの対応度	職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合	P12
Ⅱ 性別にかかわらず、 多様な生き方を認め 合えるあたたかい まちの実現	3 固定的な性別役割 分担の解消	G	性別による固定的役割分担意識の解消度	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	P13
		H	男性の家事、子育てで分担割合	男性が担っている家事、子育ての割合	P14
		I	事業者における固定的役割分担の解消度	来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合	P14
	4 仕事と生活の調和の 推進	J	父親の育児への積極的参加率	3歳児の父親が積極的に育児に参加している割合	P16
		K	男性の介護参加率	介護経験のある男性の割合	P17
		L	仕事と生活とのバランスの満足度	仕事と生活とのバランスがとれていると思う人の割合	P17
		M	育児・介護休暇制度の事業者における理解度	育児・介護休暇を取りやすい雰囲気職場にあると思う人の割合	P18
	5 性と生殖の健康と 権利の確保及び生涯を 通じた健康支援	N	中学生の性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合	P19
		O	健康診断の受診率	過去1年間に健康診断を受診した人の割合	P20
	Ⅲ 性別にかかわらず、 多様な意見が 生かされる元気な まちの実現	6 政策・方針の立案 及び決定過程への 男女の共同参画の促進	P	単位町内会長の女性の割合	単位町内会長に占める女性の割合
Q			P T A会長の女性の割合	市内の小学校・中学校のP T A会長のうち、女性の会長の占める割合	P22
7 国際的な取組に ついての理解及び 協調、連携		R	「ジェンダー」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合	P23
		S	相談できる日本人がいる外国人の割合	となり近所や地域の日本人の中に相談できる人がいる外国人の割合	P24
8 市と市民等との パートナーシップ による協働		T	「さんかくウイーク」の認知度	「さんかくウイーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウイーク」を知っている人の割合	P25
		U	「さんかく岡山」の事業内容の認知度	「さんかく岡山」の事業内容を知っている人の割合	P26

Ⅲ 身近な指標が映す“さんかく都市”

(平成24年度～平成28年度)

～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちの視点から～

【第3次さんかくプラン平成28年度現状値の概略】

数値目標と成果指標の平成28年度現状値の動向は次のとおりとなっている。

○数値目標（14項目設定）について

- ①目標値を達成している数値目標は9項目〔A～D、F、J～M〕
- ②目標値を達成していないものの前年より改善している数値目標は2項目〔I、N〕
- ③目標値を達成せず、前年より悪化している数値目標は2項目〔E、H〕
- ④目標値を達成せず、前年より20%以上数値が悪化している数値目標は1項目〔G〕

※下表において、① = ◎、② = ○、③ = △、④ = ×で表記している。

○成果指標（21項目設定）について

- ①現状値が上昇している成果指標は5項目〔A、K、N、R、S〕
- ②現状値が下降している成果指標は0項目
- ③現状値が横ばいの成果指標は16項目〔B～J、L、M、O～Q、T、U〕

※成果指標については、統計学的に有意である場合のみ、上昇または下降と判断している。

＜数値目標・成果指標の現状値動向一覧＞

重点目標	数値目標 / 目標値	H25	H26	H27	H28	重点目標	成果指標	H27との比較	H24との比較
1	A 男女平等に関する授業を実施したクラス割合 / 小・中とも100%	◎	◎	◎	◎	1	A 小中学生の男女平等感	→	↗
	B 保育園、幼稚園において、男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発に取り組んだ園の割合 / 100%	◎	◎	◎	◎		B 「男女共同参画社会」という言葉の認知度	→	→
	C 「さんかくカレッジ」修了生の講師登用回数 / 10回以上	◎	◎	◎	◎		C メディア表現の中での男女平等感	→	→
2	D DV防止啓発講座受講者数 / 毎年500人以上	○	◎	×	◎	2	D 公的相談機関の周知度	→	→
	E セクハラ研修・出前講座の受講者数 / 毎年700人以上	×	○	×	△		E DV・デートDVに対する認知度	→	→
							F 職場におけるセクハラへの対応度	→	→
3	F 固定的な役割分担解消のための講座受講者数 / 毎年6,000人以上	◎	◎	◎	◎	3	G 性別による固定的役割分担意識の解消度	→	→
							H 男性の家事、子育て分担割合	→	→
							I 事業者における固定的役割分担の解消度	→	→
4	G 保育園の待機児童解消期間 / 12か月	◎	◎	◎	×	4	J 父親の育児への積極的参加率	→	→
							K 男性の介護参加率	→	↗
							L 仕事と生活とのバランスの満足度	→	→
							M 育児・介護休暇制度の事業者における理解度	→	→
5	H 性に関する出前講座受講者数 / 毎年17,500人以上	○	○	△	△	5	N 中学生の性に関する相談の充実度	→	↗
	I 乳がん検診受診率 / 50%	△	△	△	○		O 健康診断の受診率	→	→
6	J 審議会の女性委員割合 / 40%	◎	◎	◎	◎	6	P 単位町内会長の女性の割合	→	→
	K 女性管理職割合 / 8%	○	△	◎	◎		Q PTA会長の女性の割合	→	→
7	L 世界の動きや国際的な取組に関する講座・研修受講者数 / 毎年300人以上	◎	×	×	◎	7	R 「ジェンダー」という言葉の認知度	→	↗
							S 相談できる日本人がいる外国人の割合	↗	→
8	M 「さんかくウィーク」参加者数 / 毎年3,000人以上	△	◎	◎	◎	8	T 「さんかくウィーク」の認知度	→	→
	N 「さんかくウィーク」へのさんかく岡山登録団体参加率 / 50%	○	△	×	○		U 「さんかく岡山」の事業内容の認知度	→	→

重点目標1 男女の個人としての尊厳の尊重

■数値目標の現状値

目標 A 小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
小学校	100%	100%	100%	100%	100%	100%
中学校	100%	100%	100%	100%	100%	100%

●平成28年度現状値の説明

- 平成27年度中に全ての市立小中学校の全クラス（小学校89校の1,243クラス、中学校37校の534クラス）で、男女平等の内容を含んだ授業を実施したかについて全ての市立小中学校への照会調査を行い算出した割合です。

目標 B 保育園、幼稚園において、男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り組んだ園の割合

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
取り組んだ園の割合	—	100%	100%	100%	100%	100%

●平成28年度現状値の説明

- 平成28年度に全ての市立保育園、市立幼稚園、認定こども園（保育園48園、認定こども園5園、幼稚園60園）で、男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り組んだかについて全ての市立保育園、市立幼稚園、認定こども園への照会調査を行い算出した割合です。

目標 C 「さんかくカレッジ」修了生の講師登用回数

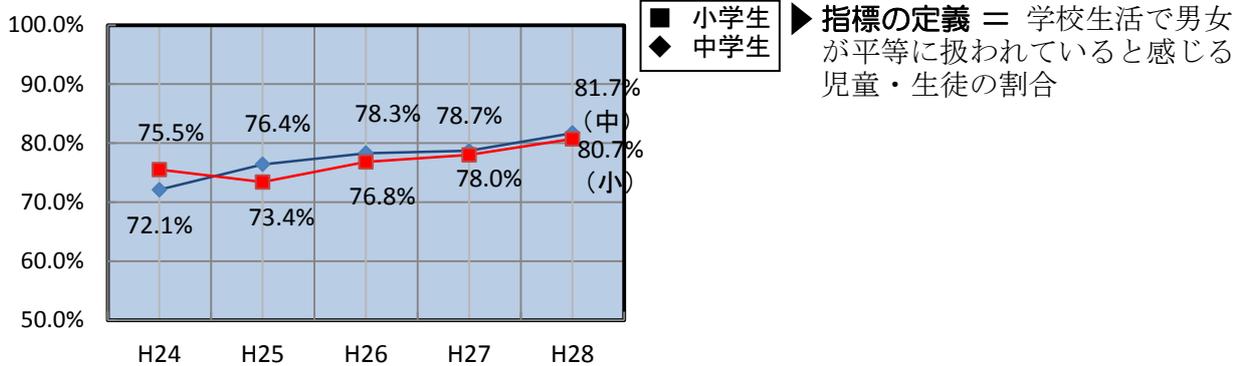
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
講師登用回数	8回	24回	18回	13回	11回	10回以上

●平成28年度現状値の説明

- 平成27年度中に市が実施した事業で、さんかくカレッジ（岡山市男女共同参画大学）の修了生が講師を務めた回数の合計です。

■ 成果指標の現状値

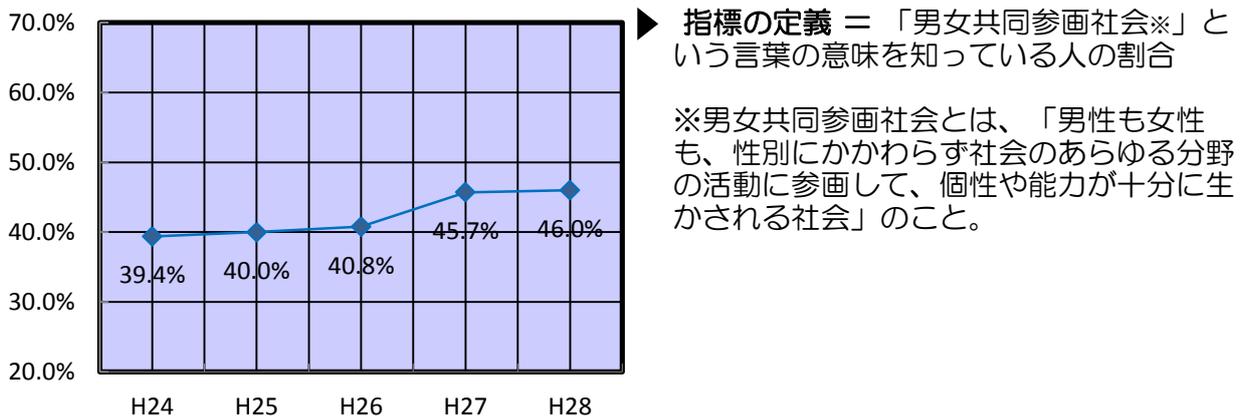
指標 A 小中学生の男女平等感



● 平成28年度現状値の説明

- 平成28年9月に、全ての市立小中学校において小学5年生1クラスの児童（計2,433名）と中学2年生1クラスの生徒（計1,190名）を対象にアンケート調査を実施。
- 学校生活の中で男女が「平等にあつかわれていると思う」または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」と答えた児童・生徒の割合です。
- 小学5年生で「平等にあつかわれていると思う」（38.7%）または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」（42.0%）と答えた児童の割合は、80.7%です。
- 中学2年生で「平等にあつかわれていると思う」（33.7%）または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」（48.0%）と答えた生徒の割合は、81.7%です。

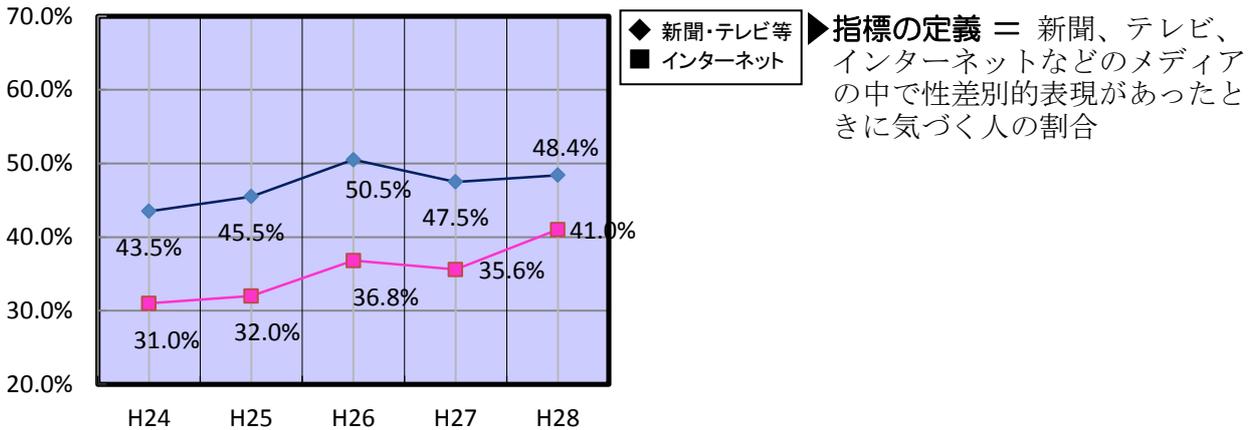
指標 B 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



● 平成28年度現状値の説明

- 平成28年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数345人）
- 男女共同参画社会について※の説明より「もっと詳しい内容を知っている」または「おおむねこの程度は知っている」と答えた人の割合（46.0%）です。
- 参考までに、「言葉ぐらいは知っている」と答えた人の割合は36.1%です。

指標 C メディア表現の中での男女平等感



●平成28年度現状値の説明

- 平成28年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。(回収数345人)
- 新聞、テレビ、インターネット上の広告や番組等を見て、「女性や男性の役割を固定的にとらえている」、「女性の性的側面を強調している」などと「よく感じる」または「ときどき感じる」と答えた人は、新聞・テレビ等では(48.4%)、インターネットでは、(41.0%)です。

【男女共同参画専門委員会(審議会)・女性が輝くまちづくり推進本部による評価】

目標 A 「小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合」は、小学校、中学校ともに、目標値を達成しており評価できる。今後も継続して男女平等に関する授業を実施し、男女共同参画についての理解を深めていくことが重要である。

目標 B 「保育園、幼稚園において、男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り組んだ園の割合」は、目標値を達成しており評価できる。幼児期から男女共同参画の視点を持つことができよう、継続して取り組むことが大切である。

目標 C 「さんかくカレッジ修了生の講師登用人数」は目標値を超えており評価できる。今後も講師として活躍できる場を作るとともに、これまでの修了生を含めたさんかくカレッジ専門コースの修了者が講師として参加しやすくなるために、必要な技術等を身につける機会も含めた情報発信等の取り組みが必要である。

◇**指標 A** 「小中学生の男女平等感」は昨年度と比較すると小中学生ともに横ばいであるが、第3次さんかくプランによる調査を開始した平成24年度と比較すると、上昇している。引き続き男女平等についての授業実践に継続して取り組み、普段の学校生活において、男女平等の視点に立った取り組みを続けていくことが大切である。

◇**指標 B** 「男女共同参画社会という言葉の認知度」は昨年度と比較すると横ばいである。今後とも、全戸配布を行っている男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO(デュオ)」などを活用し、親しみやすい内容により、わかりやすく市民に周知する必要がある。

◇**指標 C** 「メディア表現の中での男女平等感」は昨年度と比較すると横ばいである。新聞・テレビ等とインターネットを個別に分析すると、インターネットについては性差別的表現があったと気づく人の割合が平成24年度及び平成27年度と比較して上昇していることがわかった。今後とも、メディアからの情報を男女平等の視点を持って主体的に判別できるよう、幼少期から男女平等についての視点を養うことが大切である。

重点目標2 性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

■数値目標の現状値

目標 D 市の実施するDV防止啓発講座等の受講者数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
受講者数	215人	452人	651人	353人	501人	500人以上

●平成28年度現状値の説明

- ・平成27年度中に市が実施したDV防止啓発講座の受講者総数です。

目標 E 市の実施するセクハラ研修・出前講座の受講者数

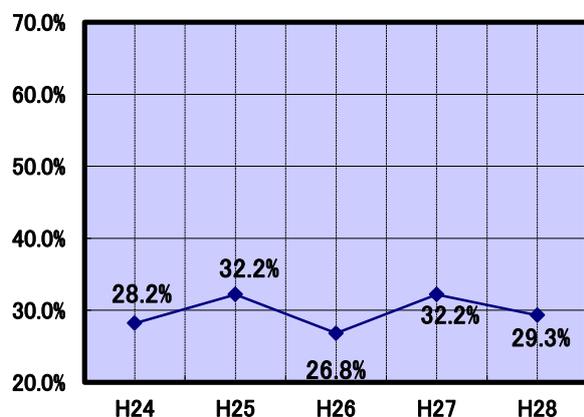
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
受講者数	575人	121人	658人	273人	267人	700人以上

●平成28年度現状値の説明

- ・平成27年度中に市が実施したセクハラ研修・出前講座の受講者総数です。

■成果指標の現状値

指標 D 公的相談機関の周知度

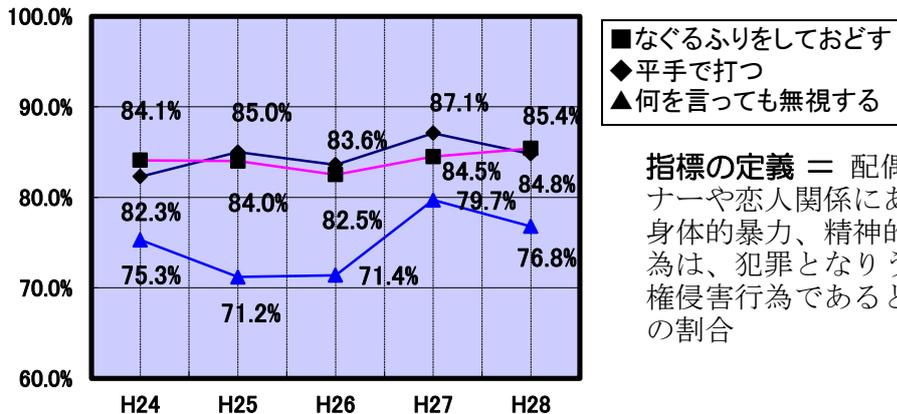


- ▶ 指標の定義 = 市内にあるDVの専門的な相談機関（市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター）を知っている人の割合
 <参考>市男女共同参画相談支援センターのDV相談件数（平成27年度：1,149件）

●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数345人）
- ・市内にあるDVについての専門的な相談機関を1つ以上知っていると感じた人の割合（29.3%）です。

指標 E DV・デートDVに対する認識度

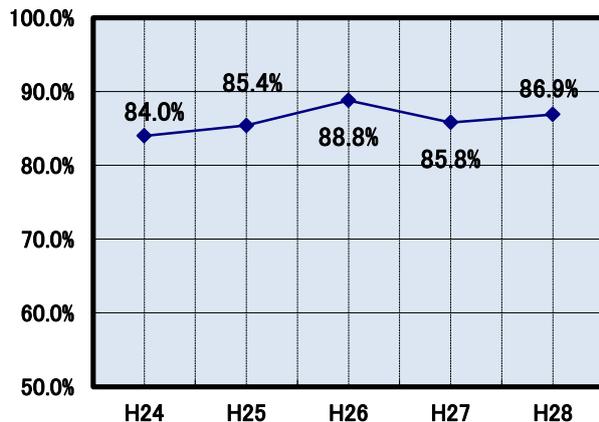


指標の定義 = 配偶者・パートナーや恋人関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力等の行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合

●平成28年度現状値の説明

- 平成28年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数345人）
- なぐるふりをしておどす行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（53.2%）または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（32.2%）と答えた人の割合（85.4%）です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（男性45.6%、女性58.9%）、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（男性36.8%、女性28.4%）です。
- 平手で打つ行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（56.3%）または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（28.4%）と答えた人の割合（84.8%）です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（男性51.1%、女性60.4%）、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（男性31.1%、女性25.4%）です。
- 何を言っても無視する行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（41.5%）または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（35.3%）と答えた人の割合（76.8%）です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（男性36.6%、女性44.9%）、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（男性36.6%、女性34.3%）です。
- 大声で怒鳴る行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（38.6%）または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（38.3%）と答えた人の割合（77.0%）です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（男性31.3%、女性42.6%）、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（男性41.0%、女性37.1%）です。
- 交友関係や電話・メールを細かく監視する行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（54.0%）または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（33.9%）と答えた人の割合（87.9%）です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（男性49.3%、女性57.4%）、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」（男性35.1%、女性33.0%）です。

指標 F 職場におけるセクハラへの対応度



▶ 指標の定義 = 職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合

●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年7月に公正採用選考人権啓発推進員研修に参加した518事業所にアンケート調査を実施。（回収数252事業所）
- ・セクハラが発生した場合に、何らかの対応ができる相談体制や対応マニュアルがあると回答した事業者の割合(86.9%)です。内訳は、「相談体制と対応マニュアルが両方ともある」(50.8%)、「相談体制だけある」(32.5%)、「対応マニュアルだけある」(3.6%)です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・女性が輝くまちづくり推進本部による評価】

目標 D 「市の実施するDV防止啓発講座等の受講者数」は目標値を達成しており、評価できる。今後とも学生を対象としたデートDVの講座など、参加しやすい内容を工夫するとともに、出前講座に関する情報発信を積極的に行うなど、参加に向けた啓発活動を積極的に行っていく必要がある。

目標 E 「市の実施するセクハラ研修・出前講座の受講者数」は、目標値を下回り、前年度数値よりも減少しており、評価できない。実施方法、事業内容に対する問題点の把握とともに、今後に向けた検討を行い、セクハラに対する啓発を積極的に行っていくことが必要である。

◇**指標 D** 「公的相談機関の周知度」は昨年度と比較すると横ばいであるが、公的相談機関を知っている人の割合は約3割であり、周知が十分行き届いていない。引き続き、さまざまな機会をとらえ、幅広い対象・世代に対し積極的に周知を行うことが必要である。

◇**指標 E** 「DV・デートDVに対する認識度」は「平手でうつ」、「なぐるふりをしておどす」、「何を言っても無視する」のそれぞれにおいて約8割程度の人が重大な人権侵害であると認識している。今後とも、全戸配布を行っている男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO（デュオ）」などの活用も含め、引き続き市民のDVに対する理解を深め、一層認識を高めていく必要がある。

◇**指標 F** 「職場におけるセクハラへの対応度」は、昨年度と比較すると横ばいである。男女雇用機会均等法においては、セクハラがないよう事業主に対し、雇用管理上必要な配慮や防止措置が義務づけられており、事業主の一層の理解が進むよう継続的に働きかけることが大切である。

重点目標3 固定的な性別役割分担の解消

■数値目標の現状値

目標 F 市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数

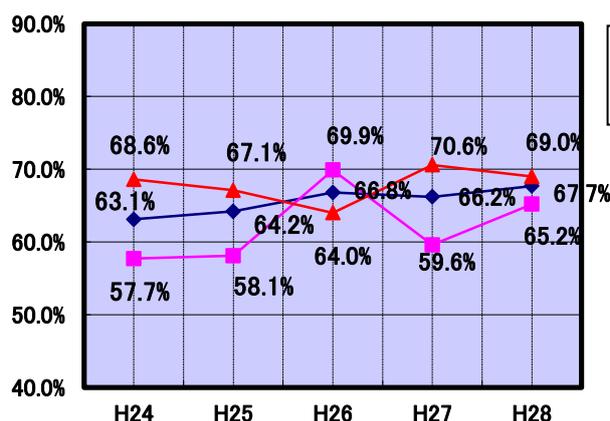
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
受講者数	6,270人	7,488人	8,921人	9,173人	7,456人	6,000人以上

●平成28年度現状値の説明

- ・平成27年度中に市が実施した固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者総数です。
- ・「さんかくウイーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含みます。

■成果指標の現状値

指標 G 性別による固定的役割分担意識の解消度



▶ **指標の定義** = 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合

<参考値> 49.4%

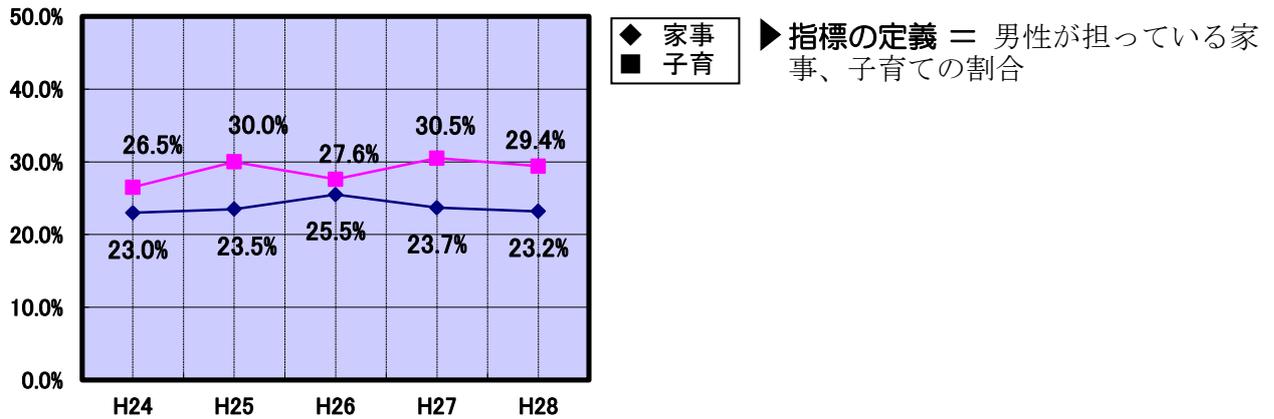
(男性46.5%、女性51.6%)

内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査(平成26年)」より

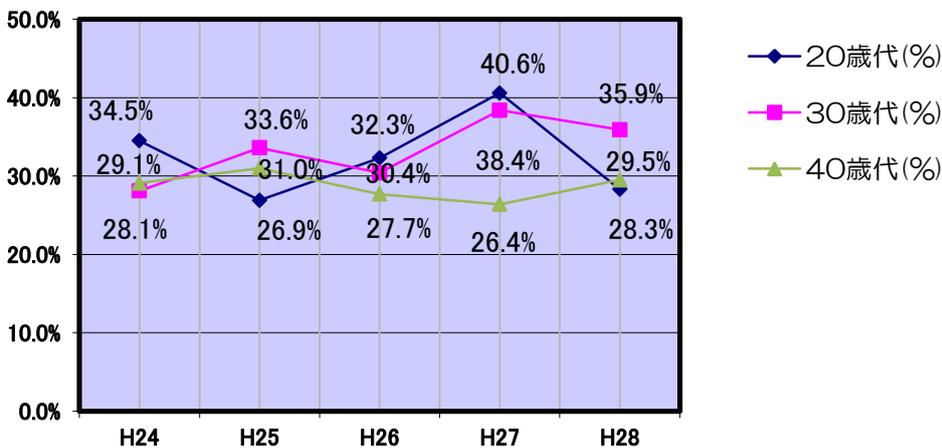
●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。(回収数345人)
- ・「男は外で働くもの、女は家庭を守るものだ」という考え方について「そう思わない」(39.9%)又は「どちらかといえばそう思わない」(27.9%)と答えた人の割合です。男女別に見ると、「そう思わない」(男性39.3%、女性40.1%)、「どちらかといえばそう思わない」(男性25.9%、女性28.9%)です。

指標 H 男性の家事、子育て分担割合



参考: 男性の子育て分担割合(年代別)



●平成28年度現状値の説明

- 平成28年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。(回収数345人)
- 家庭で男性が担当している家事(炊事、掃除、洗濯、買い物、家事雑事)の割合について、0%から100%までの間の10%刻みの数字のうちで最も近い数字を答えてもらいました。
- 割合別の内訳は、0割(8.3%)、1割(26.6%)、2割(20.1%)、3割(12.7%)、4割(5.0%)、5割(3.6%)、6割(1.2%)、7割(1.2%)、8割(1.5%)、9割(2.4%)、10割(0%)となっています。ただし、男性のみの家庭及び男性がいない家庭は除いています。
- 子どものいる家庭で男性が担当している子育ての割合について、0%から100%までの間の10%刻みの数字のうちで最も近い数字を答えてもらいました。
- 割合別の内訳は、0割(2.7%)、1割(11.7%)、2割(9.0%)、3割(8.7%)、4割(4.5%)、5割(7.5%)、6割(1.2%)、7割(1.2%)、8割(0.9%)、9割(0.9%)、10割(0%)となっています。ただし、子どもがいない家庭、男性のみの家庭及び男性がいない家庭は除いています。

指標 I 事業者における固定的役割分担の解消度



▶ 指標の定義 = 来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合

●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年7月に公正採用選考人権啓発推進員研修に参加した518事業所にアンケート調査を実施。（回収数252事業所）
- ・来客などでお茶を出す場合に、男性社員も女性社員もお茶くみをしていると回答した事業者の割合(37.3%)です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・女性が輝くまちづくり推進本部による評価】

目標 F 「市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数」が目標値を達成していることは評価できる。今後も若い世代、新規の参加者を確保するよう、講座の内容や広報先を工夫することが重要である。

◇**指標 G** 「性別による固定的役割分担意識の解消度」は横ばいである。今後も、さんかく岡山や公民館が主催する講座や全戸配布を行っている男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO（デュオ）」を中心として、性別にとらわれること無く地域・家庭・職場等で誰もが参画できるよう意識解消に向けた啓発活動を行うことが必要である。

◇**指標 H** 「男性の家事・子育て分担割合」について、家事・子育てともに横ばいである。指標Hのグラフには示していないが、昨年度との比較では、女性回答者が思う、男性の家事分担割合が増加傾向にあることがわかった。今後も、男性の意識改革に加え、長時間労働を前提とした従来型の働き方を改革するよう企業に向けて働きかけるなど、男性の家事や育児への参画につながる施策を継続して行うことが大切である。

◇**指標 I** 「事業者における固定的役割分担の解消度」は横ばいとなっている。今後も、企業向けの出前講座や研修を継続して行うなど、解消に向けた事業者への啓発を行っていくことが大切である。

重点目標4 仕事と生活の調和の推進

■数値目標の現状値

目標 G 保育園の待機児童解消期間

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
解消期間	12か月	12か月	12か月	12か月	0か月	12か月

●平成28年度現状値の説明

- ・平成27年度中において保育園の待機児童がゼロであった期間(0か月)です。

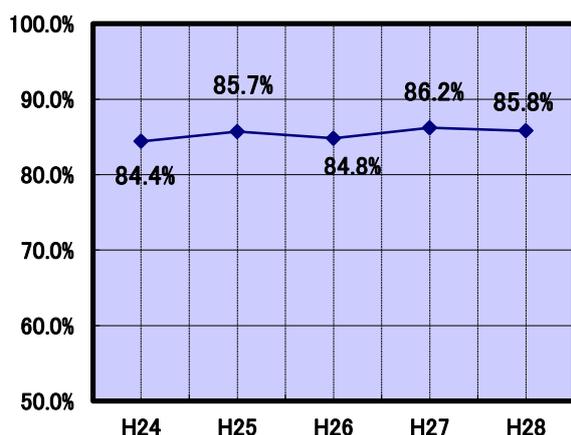
○待機児童について

厚生労働省の定義に基づき、

- ・保育園に現在入所しているが、転園希望が出ている方の数は含まれていません。
- ・事前に入所申し込みが出ているような、入所予約の方の数は含まれていません。
- ・他に入所可能な保育園があるにも関わらず、特定の保育園を希望し、保護者の私的な理由により待機している方の数は含まれていません。
- ・保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含まれています（平成27年度改正）。

■成果指標の現状値

指標 J 父親の育児への積極的参加率

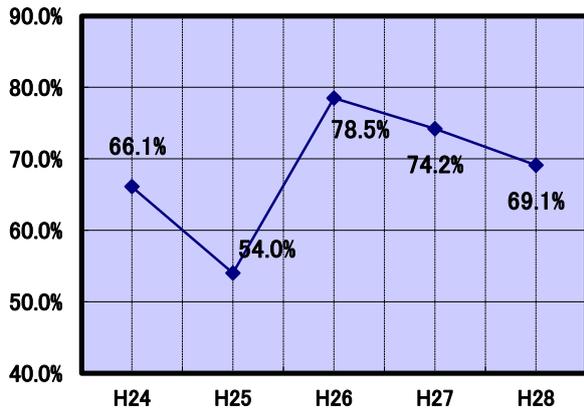


▶ 指標の定義 = 3歳児の父親が積極的に育児に参加している割合

●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年8月、9月の3歳児健診対象者1,027人を対象にアンケート調査を実施。（回収数572人）
- ・父親が育児に積極的に参加していると回答した人の割合(85.8%)です。

指標 K 男性の介護参加率

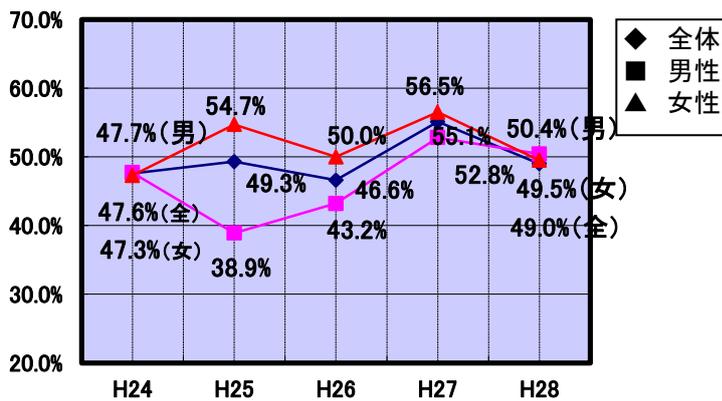


▶ 指標の定義 = 介護経験のある男性の割合

●平成28年度現状値の説明

- 平成28年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数345人）
- 現在または過去、家庭において介護が必要な人がいる（いた）と答えた人の中で、介護をしている（した）と答えた男性の割合（69.1%）です。

指標 L 仕事と生活とのバランスの満足度

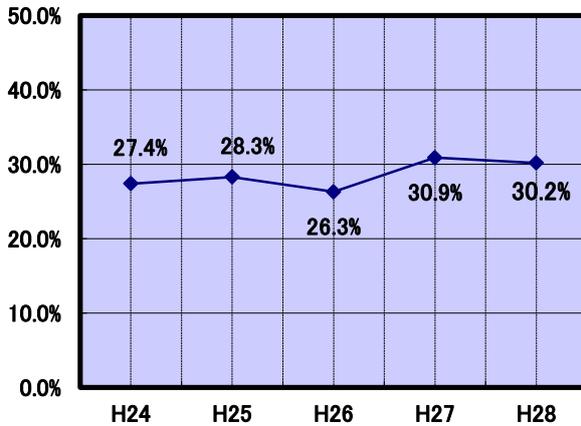


▶ 指標の定義 = 仕事と生活とのバランスがとれていると思う人の割合

●平成28年度現状値の説明

- 平成28年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数345人）
- 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・つきあい等）のバランスがとれているかどうかについて「よくとれている」（5.4%）又は「どちらかといえばとれている」（43.6%）と答えた人の割合です。

指標 M 育児・介護休暇制度の事業者における理解度



▶ 指標の定義 = 育児・介護休暇を取りやすい雰囲気がある職場にあると思う人の割合

●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数345人）
- ・仕事を持っている人のうち、育児や介護のための休暇を「男女とも取りやすい雰囲気がある」と回答した人の割合(30.2%)です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・女性が輝くまちづくり推進本部による評価】

目標 G 平成27年度より待機児童の定義が変更になったことにより、実態が明らかになった。今後も保育サービスにおける現状把握を続けるとともに、待機児童解消に向けた施策の実施を進める必要がある。

◇**指標 J** 「父親の育児への積極的参加率」は、昨年度との比較では横ばいであるが、男性が積極的に育児に参加することが、生活の充実や豊かさにもつながることを、市民や企業に情報発信していくことが重要である。

◇**指標 K** 「男性の介護参加率」は、昨年度との比較では横ばいであるが、第3次さんかくプランによる調査を開始した平成24年度との比較では上昇している。今後も引き続き、性別にかかわらず介護参加が図られるよう、企業や市民に対して啓発等の働きかけを行うことが大切である。

◇**指標 L** 「仕事と生活とのバランスの満足感」は、横ばいとなっている。引き続き企業や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが進むよう啓発等の働きかけを行うことが必要である。

◇**指標 M** 「育児・介護休暇制度の事業者における理解度」は横ばいとなっている。職場環境の充実により仕事と生活のバランスを整えることは、生産性の向上にもつながるなど、経営戦略にとって非常に重要であることを事業者に対し働きかけて行くことが大切である。

重点目標5 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援

■数値目標の現状値

目標 H 市の実施する性に関する出前講座の受講者数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
受講者数	16,281人	16,962人	17,492人	16,000人	15,716人	17,500人以上

●平成28年度現状値の説明

- ・平成27年度中に市が実施した性に関する出前講座の受講者総数です。

目標 I 乳がん検診受診率

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
検診受診率	16.7%	16.2%	15.5%	15.0%	16.2%	50%

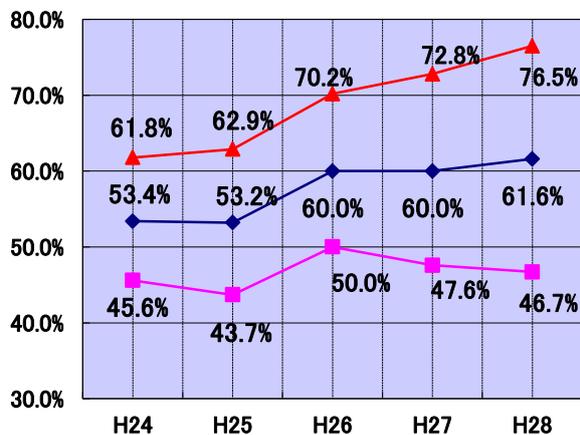
●平成28年度現状値の説明

- ・平成27年度中に市が実施した乳がん検診の受診率です。

・検診受診率は30歳以上の女性人口を分母とした受診率です。ただし勤め先の検診等により、市が実施する検診以外の乳がん検診を受診した人の割合は含まれていません。

■成果指標の現状値

指標 N 中学生の性に関する相談の充実度

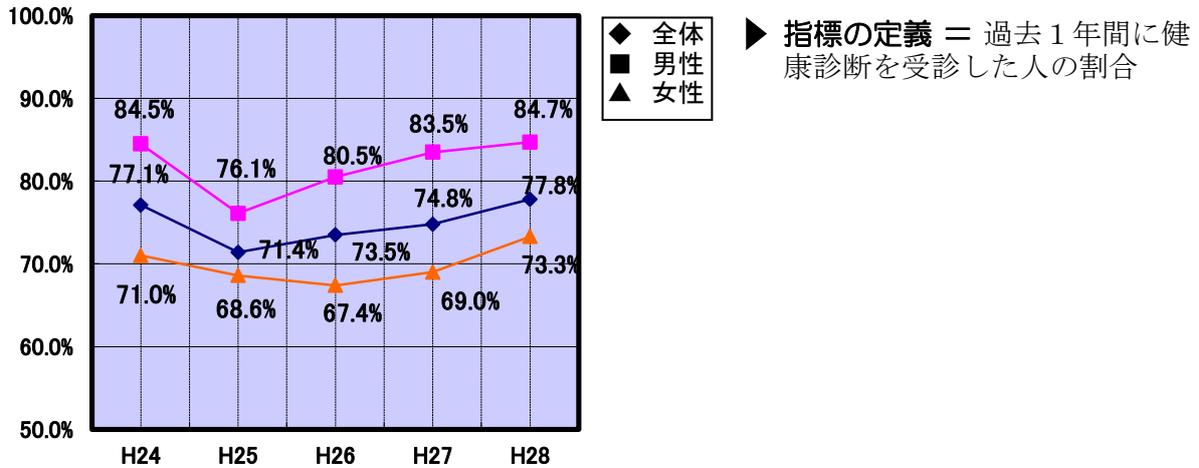


▶ 指標の定義 = 性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合

●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年9月に、全ての市立中学校において2学年の1クラスの生徒(計1,190名)を対象にアンケート調査を実施。
- ・(自分の身近に)性についての悩みを相談できる大人が「いる」と答えた生徒の割合(61.6%)です。
- ・男女別に見ると、「いる」と答えた男子生徒の割合は46.7%、女子生徒の割合は76.5%となっています。

指標〇 健康診断の受診率



●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数345人）
- ・最近の1年間に健康診断を受けたと回答した人の割合(77.8%)です。
- ・男女別に見ると、男性は84.7%、女性は73.3%です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・女性が輝くまちづくり推進本部による評価】

目標H 「市の実施する性に関する出前講座の受講者数」は前年度から約300人減少している。性やH I V感染症を含む性感染症について、今後とも正しい知識の普及に努めることが大切である。

目標I 生涯を通じた健康づくりの支援のため、健康診断の必要性についての啓発や受診しやすくなるような支援を引き続き行うことが重要である。

◇**指標N** 「中学生の性に関する相談の充実度」は昨年度と比較すると横ばいであるが、第3次さんかくプランによる調査を開始した平成24年度との比較では上昇している。グラフでは、性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ男子生徒と女子生徒の割合の差は依然として大きいままである。今後とも、出前講座や学校における性教育・男女平等教育などの機会を通じて性に関する正しい知識の普及や相談窓口の周知を図ることが必要である。

◇**指標O** 「健康診断の受診率」は、昨年度と比較すると横ばいである。引き続き、健康診断の必要性についての一層の啓発や、さんかく岡山での講座で取り上げるなど、妊娠・出産を含む生涯を通じた健康づくりに対する意識を高めるために必要な情報を発信していくことが重要である。

重点目標6 政策・方針の立案及び決定過程への男女の共同参画の促進

■数値目標の現状値

目標J 市の審議会の女性委員の割合

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
女性委員割合	40.3%	40.3%	41.3%	42.1%	41.5%	40%

●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年4月1日現在における女性委員の割合(41.5%)です。
- ・対象となる審議会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき市が設置した全ての附属機関〔計61(委員数0を除く)〕です。

目標K 市の女性管理職の割合

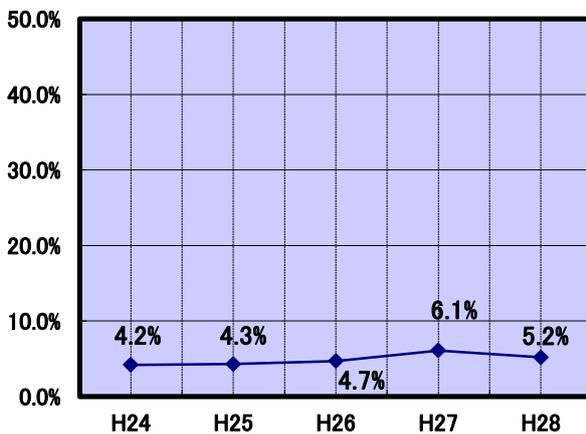
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
女性管理職割合	5.7%	6.9%	6.5%	8.4%	9.5%	8%

●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年4月1日現在において、管理職職員(教育職を除く課長相当職以上) 412人のうちで、女性が占める割合(9.5%)です。

■成果指標の現状値

指標P 単位町内会長の女性の割合

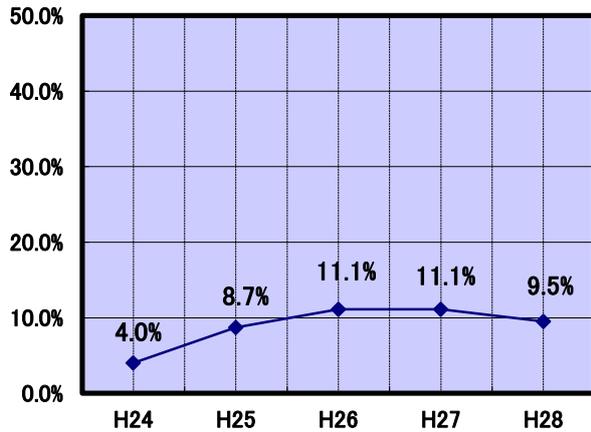


▶ 指標の定義 = 単位町内会長に占める女性の割合

●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年4月1日現在のすべての単位町内会(1,724)における女性の単位町内会長の割合(5.2%)です。

指標 Q P T A会長の女性の割合



▶ 指標の定義 = 市内の小学校・中学校のP T A会長のうち、女性の会長の占める割合

●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年度において、市立の全ての小・中学校（126校）のP T A会長のうちで、女性が占める割合（9.5%）です。
- ・内訳は、小学校で10.1%（9校）、中学校で8.1%（3校）となっています。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・女性が輝くまちづくり推進本部による評価】

目標 J 「市の審議会の女性委員の割合」は目標値に達しており評価できるが、今後も女性委員の割合が4割に満たない審議会の事務局においては、女性委員の割合の上昇に向けた一層の取り組みを行う必要がある。

目標 K 「市の女性管理職の割合」は9.5%と目標値には達している。今後も男女問わず職員一人ひとりの能力や実績に基づいた管理職登用を図るとともに、仕事と育児・介護の両立支援等を積極的に推進する中で、女性管理職の登用率を上げていくことが必要である。

◇**指標 P** 「単位町内会長の女性の割合」は第3次さんかくプランによる調査を開始した平成24年度から横ばいの状態が続いており、グラフでも増加傾向が見られない。引き続き地域における男女共同参画が進むような取り組みを着実に進めることが必要である。

◇**指標 Q** 「P T A会長の女性の割合」は第3次さんかくプランによる調査を開始した平成24年度から横ばいの状態が続いており、グラフでも増加傾向が見られない。今後も学校での意思決定の場における女性の積極的な参画が一層進むような取り組みの継続を期待する。

重点目標7 国際的な取組についての理解及び協調、連携

■数値目標の現状値

目標 L 市の実施する世界の動きや国際的な取組についての講座・研修の受講者数

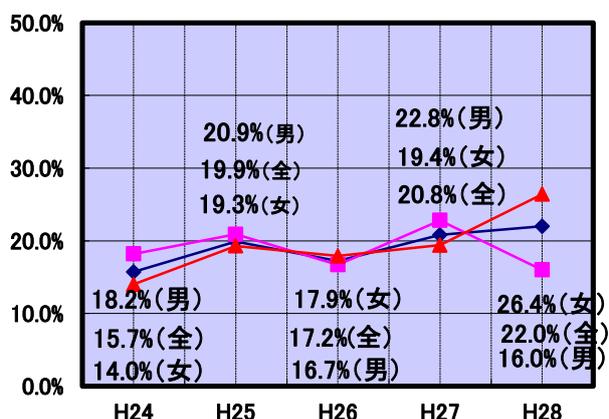
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
参加者数	546人	542人	248人	208人	314人	300人以上

●平成28年度現状値の説明

- 平成27年度中に市が実施した世界の動きや国際的な取組についての講座・研修の受講者総数です。

■成果指標の現状値

指標 R 「ジェンダー」という言葉の認知度



◆ 全体
■ 男性
▲ 女性

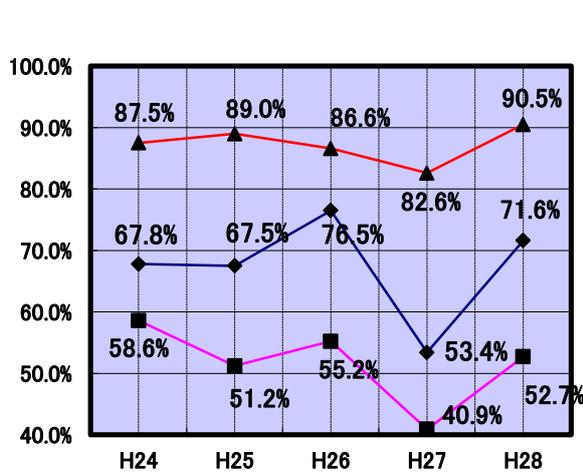
▶ **指標の定義** = 「ジェンダー※」という言葉の意味を知っている人の割合

※ジェンダーは、国連などの国際会議でも使われ、世界的にも広く認められている言葉。生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「女性像」「男性像」があり、このような女性、男性の別のこと。

●平成28年度現状値の説明

- 平成28年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数345人）
- ジェンダーについて※の説明より「もっと詳しい内容を知っている」または「おおむねこの程度は知っている」と答えた人の割合(22.0%)です。
- 参考までに、「言葉ぐらひは知っている」と答えた人の割合は40.2%です。

指標 S 相談できる日本人がいる外国人の割合



指標の定義

- ▲挨拶…隣近所や地域の日本人の中に、挨拶する人がいる外国人の割合
- ◆相談…隣近所や地域の日本人の中に、相談する人がいる外国人の割合
- 家…隣近所や地域の日本人の中に、家に招いたり、招かれたりする人がいる外国人の割合

●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年9月に、住民票から無作為抽出した外国人市民400人を対象にアンケート調査を実施。（回収数76人）
- ・隣近所や地域の日本人とのつきあいについて、「困ったとき相談する人がいる」と答えた人の割合（71.6%）です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・女性が輝くまちづくり推進本部による評価】

目標 L

「市の実施する世界の動きや国際的な取り組みについての講座・研修の受講者数」は目標値を達成しており、評価できる。今後も、男女共同参画を推進する上で大切な視点となる国際社会の現状、動き、世界の中の日本の状況を正しく知る機会を提供し続けていくことが必要である。

◇指標 R 「ジェンダーという言葉の認知度」は昨年度と比較すると横ばいであるが、第3次さんかくプランによる調査を開始した平成24年度との比較では上昇している。引き続き、言葉を通して男女共同参画社会の理解につながるように、わかりやすい内容でジェンダーという言葉の意味を市民に周知することが重要である。

◇指標 S 「相談できる日本人がいる外国人の割合」は昨年度と比較すると上昇しているが、平成24年度との比較では横ばいである。今後とも地域での日本人と外国人の交流の場の提供などにより、相互理解が図られるよう取組を続けることが重要である。

重点目標8 市と市民等とのパートナーシップによる協働

■数値目標の現状値

目標 M 「さんかくウイーク」への参加者数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
参加者数	2,708人	2,334人	3,708人	3,594人	3,792人	3,000人以上

●平成28年度現状値の説明

- ・さんかくウイーク2015（平成27年度市男女共同参画推進週間）中の行事への参加者総数です。

目標 N 「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率

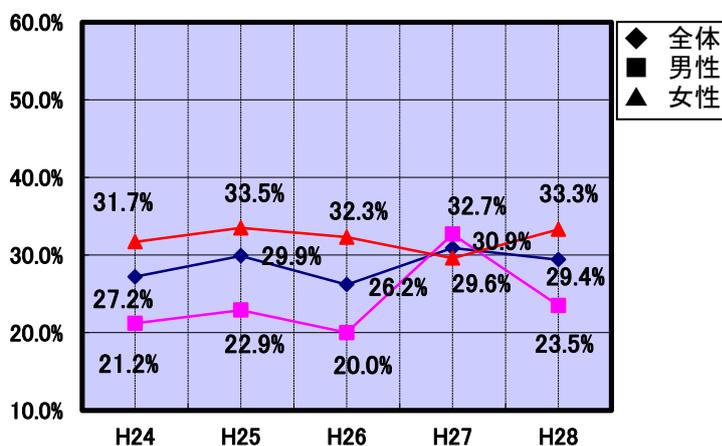
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
参加者数	20.9%	49.2%	42.4%	33.3%	41.8%	50%

●平成28年度現状値の説明

- ・「さんかく岡山」の登録団体(55団体)のうちで、さんかくウイーク2015において、その実行委員会メンバー又はワークショップの主催者等として参加した団体の割合(41.8%)です。

■成果指標の現状値

指標 T 「さんかくウイーク」の認知度



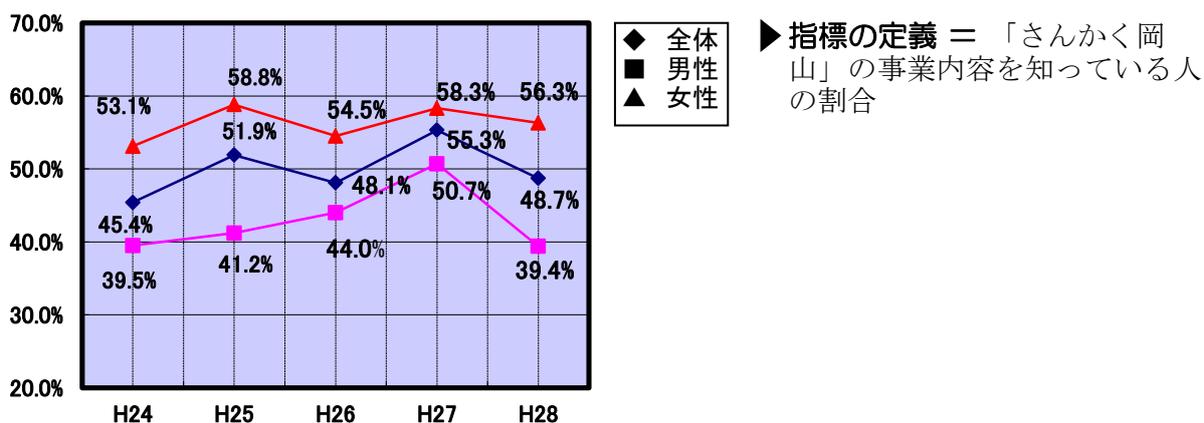
▶ 指標の定義 = 「さんかくウイーク※」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウイーク」を知っている人の割合

※さんかくウイークとは、岡山市男女共同参画推進週間の愛称のこと。

●平成28年度現状値の説明

- ・平成28年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数345人）
- ・さんかくウイークについて、「行事に参加したことがある」または「知っているが行事に参加したことはない」と答えた人の割合(29.4%)です。男女別に見ると、男性23.5%、女性33.3%です。

指標 U 「さんかく岡山」の事業内容の認知度



●平成28年度現状値の説明

- 平成28年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数345人）
- さんかく岡山で実施している事業（講演会・講座、地域への出前講座、図書の閲覧・貸出、映画会、相談（DV等）、会議室や展示コーナーの貸出、託児、その他）について、1つ以上知っていると感じた人の割合（48.7%）です。男女別に見ると、男性の割合は39.4%、女性の割合は56.3%となっています。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・女性が輝くまちづくり推進本部による評価】

目標 M 「さんかくウイークへの参加者数」は増加しており、目標値も達成できている。今後も実行委員と協力しながら啓発事業を企画し、参加しやすい行事、新たな層への啓発など、様々な取り組みを行うことが必要である。

目標 N 目標値は達成できていないが、「さんかくウイークへのさんかく岡山登録団体の参加率」は前年より上昇している。今後も、協力しやすい体制を整えるとともに、登録団体に対し、一層の参加を促すことが重要である。

◇**指標 I** 「さんかくウイークの認知度」は、横ばいである。今後とも市民への周知に努めるとともに、若い世代をはじめ、今まで参加したことのない人が参加しやすい事業内容等の工夫を行い、参加を促すことが重要である。

◇**指標 U** 「さんかく岡山の事業内容の認知度」は、横ばいである。男女ともに利用しやすい環境づくりに努めるとともに、男性や若い世代が参加しやすい事業内容を工夫するなど、さらに市民や事業者が参加しやすい施設となるよう、努めることが重要である。

IV 平成27年度に実施した主な施策

重点目標 1

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
1 男女平等を推進する教育・学習	<p>幼児期からの男女共同参画の視点をいれた学習の推進</p> <p>教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進</p>	<p>○「男女平等教育指導の手引」を活用した授業の実施 【内容】小中学校において男女平等教育の学習主題として取り上げている内容を含んだ授業を実施。 【実績】市内小・中学校全クラス実施</p> <p>○男女平等に関する意識調査 【内容】第3次さんかくプランの目標達成度を測るため、小中学生を対象に男女平等に関する意識調査を実施。 【対象/実施日】市立全小学校の5年1クラス、全中学校の2年1クラス（抽出）の児童生徒/9月</p> <p>○男女平等教育に関する調査 【内容】小中学校の実態把握と教職員の男女平等意識の高揚のため、男女平等教育に関するアンケート調査を実施。 【対象/実施日】市立小中学校/9月</p> <p>○視聴覚教材の購入、貸出 【内容】各学校園にビデオの貸し出しを行い、男女平等・相互理解・協力等について理解を深め、これらの教育の充実を図る。 【実績】男女共同参画をテーマに含む作品の年間利用件数 10件 新規購入 1本（男女共同参画の内容に関わる教材）</p> <p>○男女共同参画社会研修講座 【内容/講師】「男女共同参画社会の実現に向けて」/女性が輝くまちづくり推進課 男女共同参画社会推進センター 館長 中田 達哉 【実施日/場所】7月21日/岡山市教育研修センター 【対象】小・中・高等学校の教職員の希望者及び10年経験者研修受講者 11名</p> <p>○男女平等教育研修講座 【内容/講師】「女性と子どもに対するあらゆる暴力」/NPO法人さんかくプラン「女性と子どもに対するあらゆる暴力」の活用に向けて」指導員 【実施日/場所】10月27日/岡山ふれあいセンター 【対象】幼・小・中学校の男女平等教育担当者 188名</p> <p>○基本研修へ女性が輝くまちづくり研修の導入 【内容】女性が輝くまちづくり、男女共同参画をメインテーマとする研修を新規採用職員研修(前期)で実施。 【実績】受講者：新規採用職員（101人）</p> <p>○コミュニケーション研修～素直な気持ちを上手に伝える～ 【内容】今後の活躍が期待される女性職員が、自分の意見をしっかりと伝えながら相手の話も聴く、すなわち自己主張をしながら相手のことも思いやるコミュニケーションスキルを習得し、仕事の実践力を向上させる。 【実績】受講者：副主査級（在位1～3年目）の女性職員（64人）</p> <p>○セルフマネジメント研修～心の健康度を上げ、モチベーションを保つために～ 【内容】今後の活躍が期待される女性職員が、自分の感情をコントロールするマネジメントスキルを習得し、仕事の実践力を向上させる。 【受講者】主任級以下の女性職員（52人）</p>	<p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>教育研究研修センター</p> <p>教育研究研修センター</p> <p>人事課(人材育成室)</p> <p>人事課(人材育成室)</p> <p>人事課(人材育成室)</p>

重点目標 1

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
<p>男女平等を推進する教育・学習</p>	<p>教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進</p> <p>男女共同参画を推進する人材の養成と活用</p> <p>家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供</p>	<p>平成27年度に実施した主な施策</p> <p>○女性が輝く！岡山市戦略研修 【内容】女性職員の働きがちな視点で女性の活躍を促進する実践的な知識を学習し、政策立案（事業創造）とブレインセッションの実践などを通して政策形成能力の向上を図りながら、女性の視点で女性が輝く岡山市の政策を検討する。 【実績】受講者：主任級から課長級までの女性職員（13人）</p> <p>○校内人権教育研修会 【内容】各学校の教職員人権研修において、男女共同参画をテーマにした研修を実施。 【実績】2校32人</p> <p>○中学校区教職員人権教育研修会 【内容】中学校区の教職員の交流研修において男女共同参画をテーマにした研修を実施</p> <p>○新規採用職員研修 【テーマ】女性が輝くまちづくり 【実績】受講者101人</p> <p>○新任公民館職員研修 【テーマ】男女共同参画・DVについて 【実績】受講者15人</p> <p>○男女共同参画社会研修（小・中学校教諭希望者） 【テーマ】男女共同参画・DVについて 【実績】受講者11人</p> <p>○公民館等への講師紹介 【内容】さんかくカレッジ専門コース修了者を、公民館や学校等の講座の講師として紹介することにより、地域でのさらなる男女共同参画の推進を図る。 【実績】11講座（修了者延べ11人）を公民館等に講師として紹介</p> <p>○さんかくカレッジ（基礎コース） 【内容】男女共同参画社会の実現のために地域・職場・社会で活躍できる人材を育成。 【実績】公民館（灘崎・津高・建部町・旭東）各4講座、受講生延べ271人</p> <p>○さんかくカレッジ（専門コース）①女性の貧困を考える ②ワンコイン講座 【内容】男女共同参画に関する知識を有する人材のさらなるレベルアップを図り、男女共同参画推進の具体的な活動ができる人材を育成。 【実績】①女性の貧困を考える9講座、受講者延べ97人、修了者11人 ②ワンコイン講座（コース生以外でも女性の貧困を考えるの希望の講座を受講可能）6講座、受講者延べ57人</p> <p>○さんかくカレッジ（専門応用コース） 【実績】女性の貧困を考える4講座、受講者延べ6人、修了者2人</p> <p>○公民館重点分野による主催講座の開催 【内容】公民館全体で男女共同参画をテーマとする主催講座を実施 【実績】全37公民館、56講座実施。延べ2,742人参加。</p> <p>○PTA人権教育研修会 【内容】各学校でPTAが主催する人権教育研修会において、男女共同参画をテーマにした研修会を実施。 【実績】7校278人</p> <p>○公民館高齢者講座 【内容】公民館主催の高齢者講座において、男女共同参画をテーマにした講座を実施。 【実績】3回157人</p>	<p>人事課(人材育成室)</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課(さんかく岡山)</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課(さんかく岡山)</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課(さんかく岡山)</p> <p>公民館</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p>

重点目標 1

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
1 男女平等を推進する教育・学習	<p>家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供</p> <p>男女平等に関する法令や条約の趣旨の周知</p>	<p>○グループ活動 【内容】家庭や地域の教育力の活性化を図るため、保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者を中心に地域の人たちで子育ての学習・交流・実践活動を行う。</p> <p>○家庭教育セミナー 【内容】子育てや家庭教育にかかわる活動を地域や職場で計画しているグループの自主的な学習会・講演会を支援する。</p> <p>○男女共同参画に関する学習会への講師の派遣 【内容】学校等において児童・生徒・学生等を対象に、また、地域において実施される男女共同参画についての講演会等に講師を派遣。 【実績】3か所、参加者延べ140人</p> <p>○「さんかく条例」等の周知 【内容】教職員・市職員階層別研修等でレジメや「さんかく条例」リーフレットの配布により、法令・条例等の周知に努めた。</p>	<p>地域子育て支援課</p> <p>地域子育て支援課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p>
2 女性の人権を尊重した表現の推進のための基盤づくり	<p>情報教育の推進</p> <p>社会の環境浄化のための活動の推進</p>	<p>○メディア・リテラシー教育の実施 【内容】小中学校においてメディア・リテラシーを中心に据えた授業を実施。</p> <p>○教育の情報化推進研修講座 【内容/講師】「教育の情報化の動向と情報モラル教育について」/鳴門教育大学大学院 准教授 藤村 裕一、「情報セキュリティ等について」/就学課学校環境調整室 【実施日/場所】10月8日/岡山ふれあいセンター 【対象者】小・中学校の情報教育担当者 127名</p> <p>○市職員人権研修などの実施 【内容】研修の中で人権尊重の視点に立った表現について取り上げた。</p> <p>○機関誌「いくせい」の発行 【内容】各地区の青少年健全育成の取組の紹介や次世代育成室の行う補導活動、非行防止健全育成に係る取組を紹介【実績】1,200部×6号</p> <p>○岡山市青少年育成協議会への補助 【内容】市内36中学校区の育成協議会専門部環境浄化部に、有言図書自動販売機設置の実態把握及び排除のための行動を依頼</p>	<p>指導課</p> <p>教育研究研修センター</p> <p>人権推進課</p> <p>地域子育て支援課</p> <p>地域子育て支援課</p>

重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
女性に対する人権侵害の防止及び相談体制の充実	市民への意識啓発	<p>平成27年度に実施した主な施策</p> <p>○企業などを対象とした人権研修の実施 【内容】研修の中でハワハラ・セクハラ等について取り上げた。 【実績】97回 約6,900人</p> <p>○事業者へのDVやセクハラ等に関する出前講座</p> <p>○「さんかく岡山」出前講座(再掲) 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】①社会教育計画研修/5月30日/さんかく岡山/ノートルダム清心女子大学学生/20人 ②DV, 男女共同参画相談支援センターについて/5月21日/アークホテル/市民/50人 ③デートDVについて/1月21日/中国短期大学/学生/70人 ○その他研修等 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】緊急一時保護研修/5月14日/さんかく岡山/緊急一時保護業務従事員/12人</p> <p>○市広報紙、市政テレビ、市政ラジオ等による広報 ○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」の配布 ○「DV防止カード」及びパンフレット「話してみませんか」の配布 ○市が主催する各種イベントでの広報、啓発活動</p> <p>相談体制の充実</p> <p>○犯罪被害者支援に関する岡山市職員研修事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】講演、意見交換/平成28年2月18日/ほっとプラザ大井/関係職員/37名 ○犯罪被害者支援等総合相談窓口 【相談件数】10件</p> <p>○男女共同参画相談支援センター(一般相談) 【内容】専門の相談員5人が、DVやセクハラなどの性別に起因する人権侵害に関して、面談・電話相談に応じる。 【相談件数】3,281件(うちDV相談1,149件) ○男女共同参画相談支援センター(特別相談) 【内容】一般相談を受けた相談者の中で法律相談や心理カウンセリングが必要と認められる者を対象に、それぞれ毎月1回程度、弁護士や精神科医師等が相談に応じる。 法律相談50件、精神科医相談・心理カウンセリング32件</p> <p>○各福祉事務所への女性相談員の配置 【内容】女性相談員13人を各福祉事務所及び子ども福祉課へ配置し、女性に対する人権侵害に関する相談・支援業務を行う。 【実績】相談件数 7,831件</p> <p>○「DV防止カード」及びパンフレット「話してみませんか」の配布 【内容】男女共同参画相談支援センターの「相談ほっとライン」や配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を紹介したカードやパンフレットを市内の関係機関や医療機関に配布。また、本庁舎や各支所等の窓口を設置。</p> <p>○児童虐待防止啓発チラシの配布 【内容】児童虐待防止啓発のチラシを作成し、岡山市内の全保育園・幼稚園・小中学校・特別支援学校等に配布し、通告義務の周知を図る。また、通告先として各福祉事務所内地域子ども相談センターの周知を図る中で、合わせて女性相談窓口の周知も図る。</p>	<p>人権推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課(さんかく岡山)・人権推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課(さんかく岡山)</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>生活安全課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課(さんかく岡山)</p> <p>子ども福祉課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>子ども福祉課</p>

重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
1	<p>女性に対する人権侵害の防止及び相談体制の充実</p> <p>関係機関等との連携の促進</p>	<p>〇市男女共同参画支援センター相談員に対する研修 【実績】全国シエルトーションボシウム(沖縄県那覇市)、女性関連施設相談員研修、内閣府「配偶者からの暴力被害者支援のための官公・官民連携促進ワークショップ」、スーパーバイズ、女性人権センターアドバイザー制度研修会ほか</p> <p>〇女性相談、DV関係各種会議・研修会への参加 【内容】岡山県女性相談所を行う女性相談員連絡会、DV被害者支援機関連絡会や全国婦人相談員研究協議会等の研修に参加し資質、能力の向上を図る。</p> <p>〇庁外ネットワーク会議 【会議名/構成/回数】①女性相談員等連絡会議/県下全域の女性相談員等/3回 ②女性の権利相談機関連絡会/弁護士会、県下の男女共同参画センター、県警本部、女性相談所/3回 ③DV被害者保護支援関係機関連絡会議/福祉事務所、県警本部、女性相談所等/2回 ④DV防止法の運用に関する関係機関との事務打合せ/裁判所、県警、県下の男女共同参画センター、女性相談所/1回 【内容】庁内関係各課/1回</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>こども福祉課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p>
2	<p>DV被害者(子どもを含む)の保護及び自立に向けた支援の実施</p>	<p>〇DV被害者緊急一時保護 【内容】「さんかく条例」に基づき、DV被害者に対して市独自の緊急一時保護を24時間体制で実施。 【実績】0件(夜間緊急電話22件)</p> <p>〇DV被害者支援グループ活動 【内容】相談を受けたDV被害者のうち、希望者を対象に支援グループ「和」として自助活動を行う。 【実績】日/場所/対象/参加者数) 年8回実施。/さんかく岡山/DV被害者/10人 〇DV被害者グループワークの実施 【内容】相談を受けたDV被害者のうち、希望者を対象にグループワークを行う。 【実績】日/場所/対象/参加者数) 年2回実施。/さんかく岡山/DV被害者の親子/11人 〇DV被害者グループカウンセリングの実施 【内容】相談を受けたDV被害者のうち、希望者を対象にグループカウンセリングを行う。 【実績】日/場所/対象/参加者数) 年2回実施。/さんかく岡山/DV被害者/7人</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>こども福祉課</p>
	<p>配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進</p>	<p>〇DV防止法に基づく一時保護の受託 【目的】配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族を一時保護 【対象】岡山県女性相談所からの委託者 【実績】0件</p> <p>〇要保護児童対策地域協議会による児童虐待の早期発見、関係機関との連携の推進 【内容】市代表者会 年1回</p> <p>DV被害者の市営住宅の優遇抽選 【内容】DV被害者については、市営住宅への入居選考において抽選番号を2つ与える優遇抽選を実施する。 【実績】0件</p> <p>市営住宅の目的外使用許可 【内容】DV防止法による保護命令の決定を受けたDV被害者については、市営住宅への目的外使用による一時入居を許可する。 【実績】0件</p>	<p>こども福祉課</p> <p>こども福祉課</p> <p>住宅課</p> <p>住宅課</p>

重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進	民間団体等と連携した支援	<p>○DV被害者支援民間シェルター運営事業補助 【内容】シェルターを運営する民間団体に対して、その運営を支援し、DV被害者の保護・自立支援の充実を図る。 【実績】0件</p> <p>○岡山市DV被害者自立支援事業 【内容】公益財団法人へ委託し、DV被害者からの立ち直りへの支援と女性が自分らしく生きていけるようになるための支援を実施する。 【実績】147人参加</p> <p>○DV加害防止に向けた情報収集 大都市男女共同参画行政主管者会議／千葉市</p> <p>○要保護児童対策地域協議会による児童虐待の早期発見、関係機関との連携の推進（再掲） 【内容】市代表者会 年1回</p> <p>○グループワークの実施（再掲） ○DV被害者支援託児事業 【内容】DV被害者が、相談支援センターで相談している間の託児ボランティア料により自己負担が困難な者に対して支援を行う。</p> <p>○相談支援業務を行う中でDV家庭であることが判明した場合や休日・夜間等、緊急でDVの相談を受けた場合、子どもの福祉が守られるよう支援を行うとともに、必要に応じて、女性相談所等との連携、子ども一時保護等により子どもの安全が確保されるよう支援を行った。 【参考】平成27年度児童虐待相談対応件数315件</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>こども福祉課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>こども総合相談所</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>人権推進課</p> <p>人事課</p>
セクハラ防止対策の推進	職場におけるセクハラ防止対策の推進	<p>○事業主へのセクハラ研修出前講座（再掲）</p> <p>○企業などを対象とした人権研修の実施（再掲）</p> <p>○職場におけるハラ・ストメントの防止 【目的】ハラ・ストメントに対する手引書を用いた所属長研修（新任所属長は参加必須）の実施や、相談窓口周知リーフレットの配布等を通じて、セクハラ等ハラ・ストメントのない職場づくりに取り組む。 【対象】市職員、その他市に勤務する者 【実績】所属長研修 出席者42人</p>	

重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
3 セクハラ防止対策の推進	職場におけるセクハラ防止対策の推進	<p>○セクハラ相談 【内容】相談員1名を配置して、職員とのセクハラ相談を受け、関係部署と調整、解決を図る。 【実績】相談件数：5件（延べ件数：14件）</p> <p>○校長会・園長会等でのセクシュアルハラスメントを含むサービスの徹底について指導し、教職員の意識を高め、教育の場におけるセクハラ防止に努める。 【内容】校長会・園長会（年3回）、校長会定例研修会・園長会定例研修会等（小学校・中学校・幼稚園／各年1回）、副校長・教頭研修会（小学校・中学校／各年1回） 【対象】管理職員</p> <p>○H27.4月にリーフレットを全教職員に配信（配布）。新規採用研修会においては、そのリーフレットを活用してセクシャルハラスメント等の服務に関することについて指導し、教育の場におけるセクハラ防止に努める。 【対象】新規採用教職員</p>	給与課
	地域におけるセクハラ防止対策の推進	<p>—</p>	学事課 女性が輝くまちづくり推進課・人権推進課

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
1 男女共同参画の視座に立った社会制度・慣行の見直し	地域・家庭・職場における画定的な性別役割分担意識の是正のための啓発	<p>○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/参加者数】①講演会「介護を誰に託しますか～ジェンダーの視点から～」/6月14日/さんかく岡山/63人 ②講演会「変わるお葬式、消えるお墓～ジェンダーの視点から～」/6月28日/さんかく岡山/85人 ③「あなたの老後の備え大丈夫ですか?～ジェンダー統計から見えてくる女性の老後問題～」/2月27日/さんかく岡山/81人</p> <p>○「さんかく岡山」主催事業 【内容/実施日/場所/参加者数】①さんかくマルシェ「働く女性のココロとカラダ講座」「歴史に輝く岡山の女性たち」「男性家事講座～掃除編～」/「子どもの自己肯定感を高めて～自分の気持ちを伝えられる子どもに」「菓子木型をつくる消しゴム」「お雛さまの血絵付け」「男と女、人生を考える～落語の雲」/4月～3月/さんかく岡山/延べ279人 ②こどもさんかくサマーゼミ/7月～8月(至20日)/さんかく岡山/延べ603人</p> <p>○「さんかく岡山」さんかくシニアター 【内容】学習ビデオ・映画の上映と意見交換 【場所/回数/対象/参加者数】さんかく岡山/9回/延べ395人</p> <p>○公民館主催講座の開催 【内容】画定的な性別分担の見直しをテーマとする講座を実施 【実績】11公民館 12講座実施。延べ498人参加</p> <p>○事業者への出前講座の実施(再掲)</p> <p>○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」の配布 【内容】市民に男女共同参画を身近に感じ、理解を深めてもらうため、公募した市民の編集委員が中心となって取材や編集を行い、作成した情報誌「DUO」を関係「市民の広場おかやま」にはさみこみ全世帯配布する。 【実績】283,600部作成</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>公民館</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p>
2 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保	苦情や相談を通じた市政の見直し 男女共同参画を積極的に推進する事業者への顕彰等の充実	<p>○男女共同参画推進事業所の認証 【内容】職場における男女共同参画を推進している事業所を認証する。 【実績】19事業所</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p>

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
2 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保	<p>男女共同参画を積極的に推進する事業者への顕彰等の充実</p> <p>男女雇用機会均等法、パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令の周知</p> <p>農林漁業従事者、農林漁業関係機関・団体への意識啓発</p>	<p>○事業者表彰 【内容】雇用の分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者を「さんかくウイーク」記念イベントにおいて表彰する。 【実績】1事業者</p> <p>○公正採用選考人権啓発推進員研究会の開催 【目的】人権が尊重された公正な採用選考による就職の機会均等の確保及び明るく働きやすい職場環境づくり。 【対象】公正採用選考人権啓発推進員及び事業者 【内容】「活力ある職場づくりとOS（顧客満足）のために」と題してセクハラ・パワハラ等ハラスメントの防止と対応について学んだ。 【日時】平成27年7月7日【参加者】511人</p> <p>○事業者への出前講座の実施（再掲）</p> <p>○「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 【内容】JA岡山との共催で「男女共同参画のつどいin岡山」を開催し、農林漁業従事者、地域や関係機関・団体への意識啓発を図る。 【主な事業】「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 【対象／開催日／場所】JA岡山関係者/H28年2月5日/JA岡山西大寺支所3階大ホール 【実績】参加者350人</p>	<p>女性が輝くまちなみ の推進課</p> <p>人権推進課</p>
3 女性の参画の少ない分野における対策の推進	<p>まちづくり・防災分野における女性の参画の拡大</p> <p>ロールモデル（手本となる人材）情報の提供</p> <p>子どものほからの理教分野への興味の拡大</p>	<p>岡山市連合町内会男女共同参画専門部会を開催（計4回）。 女性町内会長との懇談会を開催（計1回）</p> <p>○公民館主催講座の開催 【内容】女性を対象に、地域防災の視点を盛り込んだ講座を実施 【実績】3公民館 3講座 延べ142人参加</p> <p>○さんかく岡山」市民協働事業 【内容／実施日／場所／参加者数】①講演とワークショップ「豪雨から命をまもろう～意外に多い水害、男女で考えよう～」/7月4日/さんかく岡山/30人</p> <p>○「さんかく岡山」にて「活躍する女性達の記事等」の掲示の実施、先人の女性達のパネル展示</p> <p>○理科支援員配置事業 【内容】小学校理科の授業において、観察・実験に係る設備の調整や準備等を行う補助員「観察・実験アシスタント」を配置することで学習環境を一層充実させ、児童の科学的能力の向上を図る。 【実績】小学校 27校（23人）</p> <p>○「さんかく岡山」主催事業の実施（再掲）</p>	<p>市民協働企画総務課</p> <p>公民館</p> <p>女性が輝くまちなみ の推進課 (さんかく岡山)</p> <p>女性が輝くまちなみ の推進課</p> <p>指導課</p> <p>女性が輝くまちなみ の推進課</p>

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
3 女性の参画の少ない分野における対策の推進	子どもの頃から分野への興味を高めることにつながる講座の開催	<p>○市民館主催講座の開催 【内容】小学生を対象に、理数分野への興味や関心を高めることにつながる講座の開催 【実績】5公民館 6講座。延べ1,699人参加。</p> <p>○市民館主催講座の開催 【内容】小学生を対象に、理数分野への興味や関心を高めることにつながる講座の開催 【実績】5公民館 6講座。延べ1,699人参加。</p>	公民館
4 男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進	男女共同参画の視点から市の広報ガイドラインの活用 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	<p>○市職員研修（新規採用職員研修）においてパンフレット等を作成する際には、広報ガイドラインを活用し、男女共同参画の視点に立った「表現」に努めるよう促した。</p> <p>○市職員研修（新規採用職員研修）においてパンフレット等を作成する際には、広報ガイドラインを活用し、男女共同参画の視点に立った「表現」に努めるよう促した。</p> <p>○市職員研修（新規採用職員研修）においてパンフレット等を作成する際には、広報ガイドラインを活用し、男女共同参画の視点に立った「表現」に努めるよう促した。</p> <p>○市広報紙「市民のひろば おかやま」への掲載 【内容】毎月発行。全世帯配布。 【記事】《催し・お知らせ・募集など》①4月号「男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰の推薦・情報誌「DUO」（デュオ）編集委員」（1/4頁）②岡山市女性活躍推進事業所（1/8頁）③6月号「さんかくウィーク2015」（1頁）④7月号「日本女性会議2015倉敷」（1/8頁）⑤9月号「1年以内の再就職を目指すママのためのコミュニケーション向上講座」（1/8頁）⑥10月号「さんかくウィーク2016実行委員（公募分）」⑦11月号「シンポジウム「女性の活躍にみる企業の未来」」⑧2月号「岡山市男女共同参画専門委員会委員」（1/8頁）⑨2月号「さんかくウィーク2016広報用イラスト募集」（1/8頁） 《施設ガイド》「さんかく岡山」のイベント・募集記事の掲載（毎月・1/8頁）</p> <p>○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」（デュオ）の発行（再掲）</p> <p>○新聞紙面への掲載 【内容】「女性活躍シンポジウム」及び「市内企業に勤める女性による座談会」の内容を掲載。 【記事】山陽新聞朝刊2回（各1頁） ○市内企業紹介事業 【内容】企業の女性活躍についての取り組みや仕事と生活の調和の取組み等についての情報を掲載。 【記事】市内企業6社（ホームページへ掲載）</p> <p>○市政テレビ「情報かわらばん」「いざいさおかやま」（CATVオンビジョン）の放送 【内容】市政の動向・行事・課題などを、文字放送形式（文字とナレーション/週替わりの5分番組を毎日3回放送）とアナウンサーとの対話形式（半月替わりの10分番組を毎日3回放送）で放送。 【テーマ/放送日】〈文字放送形式〉さんかくウィーク2015/6月1日～6月5日 《対話形式》さんかくウィーク2015/6月1日～15日 ○市政ラジオ「オカヤマシティインフォメーションスクエア」（レディオmomo）の放送 【内容】パーソナリティと出演者との対話形式で放送（月～金曜・15分番組） 【テーマ/放送日】①女性が輝くまちづくり等に関する募集/4月8日②さんかくウィーク2015/6月5日③さんかくウィーク実行委員募集/1月4日④シンポジウム「女性の活躍にみる企業の未来」/12月7日⑤情報誌「DUO」編集員ほか募集/1月14日⑥さんかくウィーク2016広報用イラスト募集/2月12日 ○市政ラジオ「くらしと市政」（RSK）の放送 【内容】パーソナリティによる原稿読み上げ形式（毎週金曜11時22分前後～3分程度） 【テーマ/放送日】さんかくウィーク2015/6月5日</p>	<p>広報広聴課 女性活躍推進課 人権推進課</p> <p>広報広聴課・女性活躍推進課</p> <p>女性活躍推進課</p> <p>広報広聴課・女性活躍推進課</p>

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
<p>多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進</p>	<p>多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進</p>	<p>○さんかくウィーク実行委員会事業 【内容】さんかくウィークのCMを「岡山駅南地下道デジタルサイネージ」で上映</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課</p>
<p>男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進</p>	<p>市民意識・実態調査の定期的な実施</p>	<p>○「第3次さんかくプラン」の数値目標及び成果指標に係る現状値調査の実施 【内容】「第3次さんかくプラン」行政評価を実施するために各種サンプリング調査を実施。（平成27年度の現状値を把握） 【時期/対象】7～9月/①一般市民1,000人 ②外国人400人 ③518事業者 ④3歳児検診1,027人 【回収率】①34.5% ②19.0% ③48.6% ④59.0% ○男女共同参画に関する市民意識・実態調査の実施 【内容】第3次さんかくプランの改定にあたり、男女共同参画及び女性が輝くまちづくりの実現に向けた施策の基礎的な資料とするための調査。 【時期/対象】10～11月/市内在住20歳以上男女3,000人 【回収率】47.0%</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課</p>
<p>4</p>	<p>男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集、整備、提供</p>	<p>○「第3次さんかくプラン」行政評価（冊子）の発行 ○男女共同参画に関する市民意識・実態調査の発行</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課</p>

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
<p>仕事と子育てを 両立するための 支援策の充実</p> <p>1</p>	<p>保育サービスの充実</p>	<p>平成27年度に実施した主な施策</p>	<p>こども園推進課</p>
	<p>放課後児童健全育成事業</p>	<p>○保育所の施設整備 【内容】施設整備を行い、定員増を図る。 【実施園数】7園の新設・増築</p>	<p>こども園推進課 保育・幼児教育課 就園管理課</p>
	<p>地域の子育て支援体制の充実</p>	<p>○保育所の待機児童の解消 【内容】保育所等の定員増、定員の弾力化による受入児童数の拡大。 【定員】14, 247人（平成28年3月）（対前年比）460人増</p>	<p>保育・幼児教育課</p>
		<p>○地域子ども・子育て支援事業の推進 【内容】①延長保育実施園の拡大 ②一般型一時預かり実施園の拡大 【実施園数】（平成28年3月現在／（対前年比））①94園／4園増 ②63園／1園増</p>	<p>こども企画総務課</p>
		<p>子ども・子育て支援に関する施策の周知</p>	<p>こども園推進課</p>
		<p>小規模保育事業所設置促進のため、開園前準備のため必要な期間について、賃借料等を補助する。 【実施園数】2園</p>	<p>こども園推進課</p>
		<p>放課後児童健全育成事業 【内容】仕事等で保護者が昼間家庭にいない小中学校に就学している児童に対して、適切な遊びと生活の場を与える。 【クラス数】平成27年度末 90クラス</p>	<p>地域子育て支援課</p>
		<p>地域の子育て支援体制の充実</p>	<p>地域子育て支援課</p>
		<p>○児童館 【内容】児童福祉法に基づく児童厚生施設として児童に健全な遊びを与え、健康の増進と豊かな情操の育成を図る。 【設置数】直営9館、指定管理者へ委託14館（社会福祉協議会9館、ふれあい公社5館）</p>	<p>地域子育て支援課</p>
		<p>○子育て広場（12カ所）の開設 【内容】子育てに関する学習・交流・ふれあいの場として設置し、子育ての悩みの解消や子育て仲間づくりを図る。</p>	<p>地域子育て支援課</p>
	<p>幼保連携型認定こども園の整備などを通じて、就学前教育・保育と小学校以降の学校教育との円滑な接続を図る。</p>	<p>こども園推進課</p>	
	<p>公立幼稚園、公立保育園を幼保連携型認定こども園として整備。 平成28年4月1日 1園開園</p>	<p>こども園推進課</p>	

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	担当課
1 仕事と子育てを 両立するための 支援策の充実	<p>地域の子育て支援体制の充実</p> <p>子育てに関する相談支援体制の充実</p> <p>ひとり親家庭に対する相談窓口の充実</p> <p>育児休業等の制度の定着促進</p> <p>介護に関する相談体制の充実</p>	<p>平成27年度に実施した主な施策</p> <p>〇のひのひ親子広場 【内容】市立幼稚園・認定こども園の施設や機能を活用し、子育て支援を実施する。①未就園児の保育活動 ②園庭・園舎の開放 ③子育て相談 ④その他 実施園の行事、子育てサークルとの連携、子育て情報の提供などを行う。</p> <p>〇ファミリーサポート事業 【内容】育児の相互援助活動による、働く人の仕事と家庭の両立、安心して働くことができる環境づくりを図る。</p> <p>〇シルバー世代産前産後応援事業 【内容】家事・育児援助を必要とする産前・産後の世帯を対象とした子育て支援事業で、60歳以上のシルバー世代の支援者を派遣し、家事や育児を支援する。</p> <p>〇子育てパパ・フレバ応援事業 【内容】男性の育児・家事参加に関する意識の高揚を図るため、育児や家事に関する知識や具体的な技術の習得できる研修を実施する。</p> <p>〇子育てサロン開設 【内容】公民館保育ボランティアが中心となって、子育てに関する学習・交流の場を開設 【実績】25公民館 27講座。延べ10,989人参加。</p> <p>〇地域こども相談センターの運営 【内容】正職員13名、家庭・児童相談員13人（女性相談員兼務）を各福祉事務所へ配置し、家庭や子育てに関する相談・支援業務を行う。 【実績】家庭児童相談 1,082件 内、養護相談 1,028件</p> <p>〇「ひとり親家庭のしおり」配布 【内容】ひとり親家庭を対象とした施策をまとめた冊子を児童扶養手当申請窓口等で配布</p> <p>〇地域こども相談センターでの相談 【内容】母子・父子自立支援員8名（各福祉事務所及びこども福祉課）を配置し、ひとり親家庭及び寡婦からの相談に応じる。 【実績】相談件数 6,970件</p> <p>〇事業者への出前講座の実施（再掲）</p> <p>〇育児休業制度の実施 【目的】育児休業制度により、男性の育児休業の促進を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数2人（平成27年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p>
2 仕事と介護を両 立するための支 援策の充実	<p>必要に応じた介護サービスの利用により、介護負担の軽減を図るため、パンフレットやホームページにて情報提供を行う。</p>	<p>女性が輝くまちづ くり推進課 （さんかく岡 山）・人権推進課 人事課 介護保険課</p>

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
2 仕事と介護を両立するための支援策の充実	<p>介護に関する相談体制の充実</p> <p>介護休業等の制度の定着促進</p> <p>地域の介護支援体制の充実</p>	<p>○地域包括支援センターを中心に高齢者の生活支援に努めた。 【内容】地域で暮らす高齢者を介護・医療・福祉などの様々な面から総合的に支援するもの。 【事業実績】①バンプレット増刷：18,000部 ②介護予防教室の実施：135回／延べ参加人数2,554人 ③虐待の対応：106件 ④高齢者の相談：30,447人</p> <p>○事業者への出前講座の実施（再掲）</p> <p>○家族介護教室の開催 【内容】高齢者を在宅で介護している家族等に対し、介護方法、介護サービス等に関する情報、介護者自身の健康づくり等の知識や技術を提供するための家族介護教室を実施。介護している家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 【事業実績】29回／参加人数514人</p>	<p>高齢者福祉課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>高齢者福祉課</p>
3 男性にとつての男女共同参画の推進	<p>子育て休暇の実施</p> <p>男性の家事や子育てへの参加の支援・促進</p>	<p>○子育て休暇の実施 【目的】市職員の特別休暇制度（子育て休暇）により、男性の育児休暇の促進を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数102人（平成27年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○育児・介護のための早出遅出出勤制度 【目的】育児・介護にかかる負担を軽減させるため、1日の勤務時間の長さを変えることなく、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げた勤務が可能とする。 【対象】市職員 【実績】取得人数3人（平成27年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○部分休業 【目的】育児・介護にかかる負担を軽減させるため、1日の勤務時間のうち一部（2時間以内）について勤務しないことができる。 【対象】市職員 【実績】取得人数0人（平成27年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○育児時間 【目的】市職員の特別休暇制度（育児時間）により、育児にかかる職員の負担の軽減を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数2人（平成27年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○育児短時間勤務制度 【目的】育児と仕事の両立を容易にするため、職員が完全に職務を離れることなく長期に育児のための短時間勤務を可能とするもの。 【対象】市職員 【実績】取得人数0人（平成27年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○公民館主催講座の開催 【内容】男性の家事や育児参加を促すことにつながる講座を開催 【実績】6公民館 8講座。480人参加。</p> <p>○市内企業紹介事業（再掲）</p> <p>○さんかくカレッジ基礎コースの実施（再掲） ○「さんかく岡山」主催事業の実施（再掲）</p>	<p>人事課</p> <p>人事課</p> <p>人事課</p> <p>人事課</p> <p>人事課</p> <p>人事課</p> <p>公民館</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課 女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p>

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
3 男性にとつての 男女共同参画の 推進	<p>男性の家事や子育てへの参加の支援・促進</p> <p>男性の介護への参加の支援</p>	<p>平成27年度に実施した主な施策</p> <p>○男性のための料理講習会 【内容】望ましい食習慣や知識の普及、生活習慣の改善、健康増進・健康な地域づくり 【対象】健康づくりに関心のある地域の男性 【場所／実績】各地区公民館等／83地区、延べ1737人</p> <p>○介護休暇 【目的】負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。 【対象】市職員 【実績】取得人数1人（平成27年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○短期介護休暇 【目的】負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1暦年につき5日（要介護者が2名以上の場合には10日）を超えない範囲内で必要と認められる場合における休暇。 【対象】市職員 【実績】取得人数20人（平成27年度に取得した男性職員（市長事務部局））</p> <p>○さんかくカレッジ基礎コースの実施（再掲）</p> <p>○公民館主催講座の開催 【内容】男性の介護に関する講座の実施 【実績】3公民館 3講座。80人参加。</p> <p>○公民館主催講座の開催 【内容】地域ボランティアを育成するための講座を開催 【実績】11公民館 13講座。1,067人参加。</p> <p>○学校支援ボランティア 【内容】地域の人材や保護者が趣味や特技を生かし、学校教育を支援するために予め登録し、ボランティアとして活動する。 【実績】一般登録者 5,445人 （男性1,989人・女性3,456人）(H28.3末)</p> <p>○子ども会等の団体への支援 【内容・実績】 ①地域少年団体活動を支援するため補助金を交付/子ども会ほかボーイ・ガールスカウト等12団体 ②子ども会育成役員・指導者の研修会の開催/12回 ③子どもリーダー養成のための研修会の開催（各1回）/インリーダー研修会/ジュニアリーダー研修会</p>	<p>健康づくり課</p> <p>人事課</p> <p>人事課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課 （さんかく岡山）</p> <p>公民館</p> <p>公民館</p> <p>生涯学習課</p> <p>地域子育て支援課</p>
4 地域活動への参 画の促進	<p>地域活動に参加しやすくなるための支援</p>	<p>○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容／実施日／場所／参加者数】①市企画分「つながろうプロジェクト～歌と香りでつながろう～」/9月7日/さんかく岡山/14人 ②市民団体提案分「つながろうプロジェクト～踊ってつながろう古代フラ教室」/11月11日、1月13日/さんかく岡山/36人</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課 （さんかく岡山）</p>

重点目標5

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する理解の促進	女性の健康問題についての講座	○公民館主催講座の開催 【内容】生涯にわたる女性の健康についての講座を開催。 【実績】2公民館 2講座。延べ31人参加。	公民館
	学校における性教育の充実	○思春期保健対策モデル事業（いのちを学ぶ授業） 【内容】思春期の子どもが乳児と接することで、生命・性の尊さ、子育ての大切さを学ぶ。3回の授業（1回目：乳児の発達・接し方について事前学習 2回目：乳児・保護者とのふれあい体験 3回目：助産師による講話）を授業時間に位置づけて実施 【対象】中学校3年生/実施校9校 延べ5724人（生徒、親子ボランティア546組）	健康づくりの課 保健体育課
		○教職員を対象とした性と性感染症に関する研修会の実施	保健課
		○岡山市学校保健会保健部会研修会等で指導 【内容】性に関する指導について、指導上の注意事項を説明。 【対象/実績】教職員 180人	保健体育課
		○性に関する指導状況調査 【内容】体育、特別活動、総合的な学習の時間、道徳、その他教科における性教育実施時間数および指導内容を調査 【対象/時期】至小中学校/28年3月 【平均指導時間/年間】小学校1.6時間 中学校10.2時間 【個別相談平均実施回数】小学校2.05回 中学校9.1回	保健体育課
	性に関する学習機会の充実	○エイズ・性感染症・性教育出前講座 【内容】専門的な講師を招くことにより、エイズ・性感染症（STD）・性に関する正しい知識の普及を図り、自分の体や命を大切にし、“自分の体は自分で守る”意識と態度を身につけさせる。 【対象】市内小・中・高校生 【実績】76回15,716人（内訳）小学校16回、中学校28回、高等学校19回、専門学校3回、大学4回、特別支援学校6回	保健課 保健体育課
	○性と性感染症に関する研修会 【内容】講演会「誕生学スクールプログラムとは？～自尊心を高める包括的性教育」 「10代の性の健康支援と性教育」 【対象】岡山市立小中学校長、保健体育科教諭、養護教諭、その他一般教員/43人 【実施日/場所】3月10日/岡山ふれあいセンター	市民向け人権啓発講座でLGBTについて取り上げた。 【内容】ゲイの青年の葛藤を扱った映画の上映と、監督のトークを実施した。	保健課 保健体育課 人権推進課

重点目標5

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
生涯を通じた健康づくりに対する支援	相談体制の充実	<p>○思春期相談電話 【内容】思春期特有の健康問題に関する相談に応じて適切な保健指導を行うことにより、健康の保持増進と性意識の健全育成を図る 【対象】思春期の子ども及びその保護者（毎火、木に専門電話で実施）/男性294件、女性16件</p>	健康づくり課
	健康づくりのための知識の普及啓発	<p>○公民館・地区組織と連携した継続的・体験型の健康教室やウォーキング大会等【目的】生活習慣の改善・生活習慣病の予防・健康の増進（運動を含む）【対象】健康づくりに関心のある人等【場所/実績】各保健センター・各地区公民館等/9,921人②ウォーキング大会等153回/31,749人</p>	健康づくり課
	食育の推進	<p>○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/参加者数】①講演会「男女共同参画とスポーツ～21世紀の財産は「健康」と「良き友」～」/6月20日/さんかく岡山/55人</p> <p>○食に関する指導状況調査 【内容】教科・特別活動における食に関する指導に際しては「食育」をテーマとした。実績を調査した。 【対象/時期】小中学校/H28年3月 【実績】 (1)栄養教諭・学校栄養職員による教科別実施状況：121校/127校 ①学級活動 ②家庭・技術家庭 ③体育・保健体育 ④総合的な学習⑤生活 (2)食に関する指導が学校全体で計画的にできたと言えた学校の割合 72.6%</p>	女性が輝くまちづくりの推進課 (さんかく岡山) 保健体育課
	男性のための料理講習会（再掲）	<p>○男性のための料理講習会（再掲） 【内容】望ましい食習慣や知識の普及、生活習慣の改善、健康増進・健康な地域づくり 【対象】健康づくりに関心のある地域の男性 【場所/実績】各地区公民館等/83地区、延べ1737人</p>	健康づくり課
	○スクールランチセミナー	<p>【内容】食生活に関心を持たせ、望ましい食習慣の育成を目指して、栄養教諭・学校栄養職員が中心になり、「早寝 早起き 朝ごはん」をテーマに、長期休業中に中学校区の公共施設や各学校施設を使用して、保護者を交え調理実習と食指導を実施する。 【対象】児童生徒とその保護者 【実績】36全中学校区45会場で実施 参加者数 1,261人</p>	保健体育課
	○スパー食育スクール事業における成果の普及授業	<p>【内容】各学校での食育の一層の充実を図るため、スパー食育スクール授業で得られた成果をもとに、身体測定機器を用いた測定機や実態把握（データ）等の客観的な数値を示すことにより、成長期にある児童生徒や保護者等に自ら生活を見直す機会を与え、食への興味関心を喚起し、よりよい食生活・生活習慣・健康意識を向上させた。 【対象】児童生徒や保護者等 【実績】実態把握（データ）や身体測定地の客観的な数値をもとに、食に関する指導を行ったと言えた学校の割合(%) 65.4%</p>	保健体育課
	○家庭・地域との連携を図る活動	<p>【内容】学校給食への理解や関心を高め、給食活動や食事のマナーなどの実態を把握し、家庭における食生活やしつけのあり方について具体的な課題を抽出することができるように、各学校で学校や家庭、地域の実情に応じて創意工夫して親子給食や給食試食会、招待給食などを実施した。 【対象】保護者、就学前の子ども、地域住民、生産者等 【実績】126校/127校、284回、延べ参加者数7,095人</p>	保健体育課

重点目標5

平成27年度に実施した主な施策		担当課	
	<p>〇公民館主催講座の開催 【内容】食習慣や食に関する知識を学ぶ講座を開催 【実績】19公民館 22講座。延べ1,810人参加。</p> <p>健康診査受診の推進 乳がん、子宮がん検診の無料クーポン券の交付 【目的】クーポン券の配布・個別勧奨により継続的な受診行動の定着化を図ることで、がん死亡のリスク軽減を図る。 【対象】子宮がん：20歳女性、乳がん：40歳女性 【実績】子宮がん：配布数3,554人 受診者420人 乳がん：配布数5,770人 受信者1,952人</p>	公民館 健康づくり課	
2	生涯を通じた健康づくりに対する支援	〇「こころの健康づくり」の推進 【目的】こころの健康相談に関する相談体制を充実するため専門医が直接相談にあたる。 【対象】岡山市在住市民 各保健センターにおいて、隔月1回 定員1日4人 【実績】28回/年 相談者61人	健康づくり課
	<p>HIV/エイズや性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発</p> <p>〇エイズ・性感染症・性教育出前講座（再掲） 【内容】学校や地域等幅広い対象にエイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発を行い、性について見つめなおす機会を充実する。 【実績】76回 15,716人（内訳）小学校16回、中学校28回、高等学校3回、専門学校19回、専門学校3回、特別支援学校6回</p>	保健課	
3	健康をおびやかす問題についての対策の推進	〇教職員を対象とした性と性感染症に関する研修会の実施（再掲） 〇「世界エイズデーin岡山」の開催 【内容】一般市民にエイズや性感染症について正しい理解を促し、予防する知識の普及を図る。 【実施日/場所/内容】10月17日、10月18日、10月24日/中国学園大学/就実大学・山陽学園大学/就実短期大学/大学祭のイベントでエイズに関するクイズ、エイズキルト展示、パネル展、その他市役所ロビーにてパネル展を開催（11月27日、11月30日） 【対象/参加人数】一般市民/約332人	保健課 保健課
	<p>HIV/エイズや性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発</p> <p>〇エイズ・性感染症ホットライン・相談事業の実施 【内容】性行為によって感染する病気に伴って電話相談及び面接相談を行う。 【対象/実績】一般市民/電話・窓口での相談1856件（男性1,225件、女性631件、内ホットライン873件）、検査時相談件数 延べ983件</p>	保健課	
3	健康をおびやかす問題についての対策の推進	〇薬物乱用防止教育に関する推進啓発 【内容】岡山市学校保健会小・中学校保険部会で薬物乱用防止教育の実態調査の結果報告や各校での教育推進を保健体育課より依頼 【対象】養護教諭・保健主事 【実績】薬物乱用防止教室実施率：小学校74.2% 中学校100%	保健体育課

重点目標5

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
	薬物乱用防止教育の充実	<p>○薬物乱用防止教育用資料等の送付 【内容】薬物乱用防止に関連する教材 【対象】小学校6年保護者 【配布時期】H28年2月</p> <p>○薬物乱用防止普及啓発事業 【内容】「薬と健康の週間」事業の一環として、覚醒剤等薬物乱用防止の普及啓発を目的とし、パネル展示、DVD上映、おくすりクイズ、啓発資料の配布等を行った。 【実施日/場所】平成27年10月24日/岡山ふれあいセンター 【対象者/実績】一般市民/おくすりクイズ約200名参加、啓発資料約300部配布</p> <p>○薬物乱用防止キャンペーン 【内容】市民に対し、薬物乱用の怖さ、違法薬物使用の恐ろしさの周知徹底を図り、健康と安全の大切さを知ってもらうことを目的とし、パネル展示、啓発資料の配布等を行った。 【実施日/場所】平成27年10月4日/岡山駅東口駅前広場 【対象者/実績】一般市民/約3,000名参加</p>	保健体育課
3	健康をおびやかす問題について の対策の推進	<p>○危険ドラッグチラシの配布 【内容】最近問題になっていく危険ドラッグの危険性、有害性について正しく理解してもらうため、チラシの設置を大学へ依頼するとともに、各種イベントで配布を行った。</p> <p>○新成人への薬物乱用防止普及啓発 【内容】新成人を対象に送付される「20歳のパスポート」に、危険ドラッグに関する記事を掲載し、若年層への周知を図った。</p>	保健管理課

重点目標6

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
1	<p>市の審議会等における女性委員の参画状況の定期的な把握と目標の早期達成</p> <p>行政分野における女性の参画の促進</p>	<p>○審議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【目的】各課で所管している審議会等の構成状況を把握する。 【対象】各所管課 【調査時期】4月実施 【主体】行政事務管理課、女性が輝くまちづくり推進課 【調査結果】女性比率41.5%(H28.4.1)</p> <p>○協議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【目的】各課で所管している協議会等の構成状況を把握する。 【対象】各所管課 【調査時期】4月実施 【主体】行政事務管理課、女性が輝くまちづくり推進課 【調査結果】女性比率18.2%(H28.4.1)</p> <p>○審議会等における積極的改善措置 【内容】男女共同参画専門委員会において、男女いずれの委員も40%以上となることを満たすことができず、審議会委員選任について審査を行う。</p> <p>【審査件数】9件</p>	<p>行政事務管理課 女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>人事課</p>
2	<p>企業や各種団体における女性の能力発揮のための積極的取組（ホジティブ・アクション）への働きかけ</p> <p>企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の促進</p>	<p>○事業者表彰の実施（再掲）</p> <p>○女性活躍シンポジウムの実施 【内容】市民・市内企業における女性活躍の気運の醸成を図るため、「企業における女性活躍の重要性」について、「企業での女性の活躍事例、女性活躍は企業の経営面からのメリットとなること等」をテーマとするシンポジウムを開催。 【実績】来場者277人</p> <p>○市内企業に勤める女性による座談会の実施 【内容】市民・市内企業における女性活躍の気運の醸成を図るため、市内企業に勤める女性の「仕事に対する思い、家庭生活との両立に関する工夫、悩みなど、等身大の姿」を話し合う座談会を開催。 【実績】出席者4名</p> <p>○女性活躍プログラムの開催 【内容】市内企業で働く女性社員のキャリア形成を支援するため、研修プログラムを実施。 【対象】岡山市内の事業所に勤務している女性社員及びその上司 【実績】受講者 女性社員25名、上司21人</p> <p>○市内企業紹介事業（再掲）</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p>

重点目標6

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
2 企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の促進	女性の再就職支援の充実 女性の創業支援の充実	<p>○岡山マザーズハローワークとの連携 「さんかく岡山」にてマザーズハローワーク出張相談の実施 ○女性の再就職支援事業補助 【内容】再就職への動機づけや再就職に必要なスキル等の向上をめざし、創意工夫のもとに実施する事業を支援する。 【補助事業者】1者（講座の開催） 【実績】受講者 27人</p> <p>○マザーズハローワーク出張相談 【内容】就職希望のある育児中の女性に対して、ハローワークと共同で、岡山ふれあいセンター、南ふれあいセンターで個別相談を行う。（月1回、全6回開催） 【実績】岡山ふれあいセンター、南ふれあいセンターにて7月から12月まで月1回開催。参加者延べ90人。</p> <p>○起業家塾の開催 【内容】意欲のある起業家を育成し、地域経済の活性化を図るために開講するもので、事業開始のための基礎的な事項から事業実施の事業計画書作成までを指導。（全6回） 【対象】市内在住の人、市内で事業を始めた人、開業間もない人 【実績】受講者23人（女性12人）うち2人（女性2人）が開業</p> <p>○女性限定の創業セミナーの開催 【内容】意欲のある女性起業家を育成し、地域経済の活性化を図るために開講するために開講するもので、財務、マーケティング等の開業の基礎知識を1日で学ぶ。 【対象】市内在住の人、市内で事業を始めた人、開業間もない人 【実績】第1回6名 第2回1名 第3回8名</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>産業振興・雇用推進課</p> <p>産業振興・雇用推進課</p> <p>産業振興・雇用推進課</p>
3 農林水産業における政策・方針の決定過程への女性の参画の拡大	方針決定過程への女性の参画の促進 農山漁村における女性の参画目標の策定と早期達成 女性の能力開発と適性な評価	<p>○「男女共同参画のつどいin岡山」の開催（再掲）</p> <p>○岡山市農業振興ビジョンにおける家族経営協定の数値目標の設定 【内容】岡山市農業振興ビジョンの重点施策の一つに「担い手の確保・育成」を掲げ、農業経営主とその配偶者や後継者がともに意欲と能力を十分に発揮できるよう家族経営協定締結数を数値目標として設定。 【策定年月/計画期間】21年3月/10年間 【実績】27年度 120件</p> <p>○岡山市女性農業者連絡協議会 【内容】岡山市女性農業者が地域発展のリーダーとして、本市農業の発展及び農村生活の向上に寄与する目的で設置した連絡協議会の先進地視察研修を実施。 【実施日/視察先】H27.9.8/兵庫県加西市ほか 【実績】参加者17人</p>	<p>女性が輝くまちづくり推進課</p> <p>農林水産課</p> <p>農林水産課</p> <p>農林水産課</p>

重点目標6

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
	女性の能力開発と適性な評価	<p>○岡山市農林水産女性部協議会 【内容】農林水産業に携わる女性の地位向上と社会参加の促進をめざし、地域の発展に寄与することを目的に設置された協議会及び施設の視察研修を実施。 【実施日／視察先】H27.9.25／兵庫県姫路市 【実績】参加者78人</p> <p>○家族経営協定締結の啓発・支援 【締結件数】(H28.3.31累計)120件／(対前年比)9件増</p>	農林水産課
3	農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<p>○女性農業者等の女性の登用の促進 【内容】総会等において農業者事務局より農業者委員等の女性の登用に関する説明を行い機運の醸成を図った。 ○女性認定農業者の育成 【内容】認定農業者の申請受付相談等で、家族経営協定に関する説明等を行い、女性認定農業者の育成増進を図った。 【実績】認定農業者数665人（うち女性35人：5.2%）</p> <p>○女性農業者活動の促進（女性農業者委員4名） 【内容】女性農業者委員の活動（食育教育と地産地消の推進） ①「毛「千種白鳳」の袋かけ作業（H27.5.21）と収穫（H27.7.10）。（東区瀬戸町鍛冶屋の千種小学校の3年生30人） ②女性農業者委員を中心とした学校給食への食材提供 ③「おみやま女性農業者委員の会」総会（H27.6.29） ④中国・四国ブロック女性農業者委員研修会（H27.11.5～6 松江市） ⑤女性農業者委員活動推進シンポジウム（H28.3.9～10 東京都）</p>	農林水産課 農業委員会事務局
4	女性の人材養成と情報の提供	<p>女性リーダーの養成と情報提供の充実</p> <p>○さんかくカレッジ（基礎コース・専門コース）の開催（再掲）</p> <p>○女性活躍プログラムの開催（再掲） ○市内企業紹介事業（再掲）</p> <p>○生涯学習支援システム 【内容】施設案内や学習機会など、各種の生涯学習情報を登録し、市民の学習に必要な情報を提供する。 【実績】女性登録者335人 男性登録者471人 合計806人（H28.3末）</p>	女性活躍課 くまろまち （さんかく岡山） 女性活躍課 くまろまち くまろまち
			生涯学習課

重点目標7

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
<p>男女平等に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進</p> <p>1</p>	<p>世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び啓発</p> <p>持続可能な開発のための教育（ESD）の推進</p>	<p>○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】国際女性デーin岡山 柴田れいこ写真展&講演会「女性の人生と戦争」ーそれでも生きねばならなかった」/写真展3月3日～21日、講演会3月6日/さんかく岡山/272人(写真展216人、講演会56人)</p> <p>○国際交流ふれあい講演会の開催 【内容】友好交流サロンにおいて、外国人市民や海外での貴重な体験を持つ日本人を講師とした、市民の国際理解を深めるための講演会の開催。平成27年度は「日本人と欧米人の関係：価値観の違いとカルチャーショック」(5月)、「アルゼンチン共和国の紹介」(7月)、「ネパールで、実はすごいです」(9月)、「ケニアで教わったこと」(1月) 【実績】延べ142名参加</p> <p>○「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進 【内容】 ①市立全小中学校を対象としたESD研修会の実施及び校内研修会への講師派遣 ②実践事例集の作成・配布 ③ユネスコスクール推進校が地域と連携して行うESD実践活動に対する費用助成 ④学校間ネットワークを推進する学校の指定 ⑤大学・企業・NPO、ユネスコスクール等でコンソーシアムを形成し、地域と協働したESD活動を推進 【実績】 ①研修会開催1回、校内研修会への講師派遣10回 ②2月に全市立小・中・高等学校に配布 ③ユネスコスクール51校が対象 ④推進校に4校を指定 ⑤推進会議を3回開催</p> <p>○「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進 【内容】 ①学校や公民館などにおける持続可能な社会づくりに対する教育・広報・啓発活動 ②ESDに関わる学校や団体のネットワークづくり/246団体 ③持続可能な社会づくりのための教育を行っている学校や団体等に助成金を交付/30団体、ユネスコスクール51校 ④メールマガジンによる情報交換/登録者数 538 ⑤フェイスブックでのESD情報発信/いいね数 1,178 ⑥ESDカフェを開催/13回、延べ292人 ⑦「おかやまESDウィーク」としての事業取りまとめと周知広報、冊子配布/65事業、2万部 ⑧ESD岡山アワードを実施して世界の優良事例を顕彰/ローハル賞2件、岡山地域賞2件</p>	<p>女性か輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>国際課</p> <p>指導課</p> <p>ESD推進課</p>
<p>岡山市に暮らす外国人への支援及び地域社会への参画促進</p> <p>2</p>	<p>外国人のための相談、情報提供の充実</p>	<p>○「さんかく岡山」にて「ESDに関連する記事等」の掲示の実施(再掲)</p> <p>○外国人市民向け相談窓口 【内容】本市在住の外国人市民から寄せられる行政手続きや生活相談について、国際課の言語担当者(英語・中国語・ハンダ語)が通訳として対応。 【実績】303件</p>	<p>女性か輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>国際課</p>

重点目標7

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
<p>岡山市に暮らす外国人への支援及び地域社会への参画促進</p> <p>2</p>	<p>国際理解・交流活動の推進</p> <p>外国人の意見が反映される市政運営</p>	<p>○「やさしい日本語」普及事業 【内容】岡山市職員、市民を対象に、大学教授等の専門講師による「やさしい日本語」に関する知識、ノウハウ、必要性等の講座を開催。 【実績】2回開催 延べ50人参加</p> <p>○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/参加者数】①「外国人住民（特に子育て中）との多文化料理教室」/6月7日、10月18日、12月13日/京山公民館/50人</p> <p>○外国人市民会議の開催 【内容】地域社会の構成員である外国人市民の生活上の諸問題及び多文化共生社会の実現に関する必要事項について調査審議するための会議の開催。 【実績】3回実施</p>	<p>国際課</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課 (さんかく岡山)</p> <p>国際課</p>

重点目標8

施策の方向性	具体的施策	平成27年度に実施した主な施策	担当課
1 市民参画による 施策の一層の推 進	<p>審議会や実行委員会への市民の参画の推進</p> <p>男女共同参画推進週間（さんかくウィーク）への参画の促進</p>	<p>平成27年度に実施した主な施策</p> <p>○男女共同参画専門委員会における公募委員 【内容】男女共同参画社会の形成の促進に関して意見を聴く専門委員会委員10人の内公募委員3人。任期：2年 【実績】10人中3人（H28.4.1現在）</p> <p>○「男女共同参画推進週間（さんかくウィーク）」実行委員の募集 【内容】男女共同参画社会の形成の促進を図るため、「男女共同参画推進週間（さんかくウィーク）」において各種行事の企画及び運営を行う実行委員を募集する。 【実績】20人（男性10人、女性10人）</p> <p>○「新成人の集い」実行委員の募集 【内容】新成人該当者による実行委員会を組織し、新成人の手で「新成人の集い」の企画・運営を行う。広報は「市民のひろば」や大学等へ出向き学生への呼びかけ等</p> <p>○男女共同参画推進週間「さんかくウィーク」（6月21日～27日） 【内容】「さんかく条例」の規定に基づき、市民及び事業者と協働して全的に各種行事等を実施。 【実績】参加者数延べ3,792人 （ブレウィーク6月14日～6月20日、フォロウィーク6月28日～7月4日実施分を含む）</p> <p>○「男女共同参画推進週間（さんかくウィーク）」での公民館行事の開催 【内容】男女共同参画をテーマとする講座を全館で開催 【実績】36公民館（1館雨天のため中止）1,192人参加。</p>	<p>女性が輝くまち づくり推進課</p> <p>女性が輝くまち づくり推進課</p> <p>地域子育て支援 課</p> <p>女性が輝くまち づくり推進課</p> <p>公民館</p> <p>女性が輝くまち づくり推進課</p>
2 男女共同参画社 会推進センター 「さんかく岡 山」の機能の充 実	<p>多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進</p> <p>市民協働の活動拠点としての場と情報の提供</p>	<p>○市広報紙・市政テレビ・市政ラジオ等による広報（再掲） ○オレンジリボンキャンペーン実行委員会との連携による広報、啓発</p> <p>○市民協働事業（再掲） 【内容】男女共同参画社会の形成を促進する事業について、その企画案をさんかく岡山登録団体（市民）から募集する市民企画事業と市が提案する市企画事業を市と市民が協働で実施。 【実績】市民企画事業8事業、市企画事業1事業</p> <p>○さんかく岡山 【内容】①会議室の利用提供 ②ミーティングルームの利用提供 ③図書・ビデオの貸出 ④印刷機等の利用提供 ⑤託児室の利用提供 ⑥ギョーラリー他利用提供 【利用実績】①10,059人 ②4,249人 ③400人 ④114人 ⑤1,346人 ⑥8,304人</p>	<p>女性が輝くまち づくり推進課 （さんかく岡山）</p> <p>女性が輝くまち づくり推進課 （さんかく岡山）</p>

参 考 資 料

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例 P55

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本計画「第3次さんかくプラン」のあらまし P60

○ 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

平成13年6月27日

市条例第34号

改正 平成23年3月16日市条例第17号

平成25年12月25日市条例第49号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策(第9条—第20条)

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消(第21条—第27条)

第4章 推進体制(第28条—第34条)

第5章 補則(第35条)

附則

我が岡山市は、古くから、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に加え、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで晴れ晴れとした風情と多彩な芸術文化を育み、先駆的な教育を実践してきた。

先人たちの軌跡をたどれば、性別にとらわれず自立した生き方を提唱する者、性別を超えて新たな活躍の場を求めて果敢に挑戦する者など、それぞれの時代を切り開いた男女の輝かしい足跡が今によみがえる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等は依然根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。

新たな千年紀を迎え、社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に発揮されることが必要である。

ここに、私たち岡山市民は、性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創造するため、先人たちの功績に恥じぬよう、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うべき社会をいう。
- (2) 配偶者等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第1条第3項に規定する配偶者並びに法第28条の2に規定する関係にある相手をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、ともに自分らしく輝くことができることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担によらず、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動とその他の活動とを両立できることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と協調、連携して行われなければならない。
- 7 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の重点施策として男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な施策(積極的改善措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む。)を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国、県と連携を図り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者と協働して、男女共同参画社会の形成を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立に配慮し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 男女は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、ともに積極的に参画するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応により相手方に不利益を与える行為

(3) 家庭内等における配偶者等への身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼす行為その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第29条に規定する岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを図るものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成を阻害している要因の調査分析及びその解消のための方策の研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、調査の結果及び研究の成果を公表するものとする。

(普及啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及広報活動を行うものとする。

2 市は、第8条各号に掲げる行為の防止に関する啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育の推進)

第13条 市は、学校教育及び社会教育(職場における学習を含む。)において、男女共同参画社会の形成に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動の支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第15条 市は、男女がともに家庭生活及び地域生活と、職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(事業者の表彰)

第16条 市は、雇用の分野における男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う事業者の表彰を行うものとする。

2 市長は、前項に掲げる表彰を行ったときは、事業者の取組を公表するものとする。
(男女共同参画推進週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、男女共同参画推進週間を6月に設ける。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民及び事業者の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施するものとする。
(市民に表示される情報に関する措置)

第18条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長する表現並びに過度の性的な表現が行われないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(審議会等における積極的改善措置)

第19条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう選任しなければならない。

2 前項の規定は、岡山市男女共同参画専門委員会が、やむを得ない事情があると認めるときは、適用しない。

3 前2項の規定は、委員の任期の中途において委員の数に変動が生じる場合について準用する。
(苦情の処理)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、規則で定める手続により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に処理するものとする。

3 市長は、前項の苦情の処理に当たっては、岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かななければならない。

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消

(男女共同参画相談支援センター)

第21条 市は、男女共同参画相談支援センター(以下「市相談支援センター」という。)を岡山市男女共同参画社会推進センター(以下「さんかく岡山」という。)内に設置する。

2 市相談支援センターは、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うものとする。

3 市相談支援センターは、次に掲げる機関と連携を図りながら協力するものとする。

(1) 岡山市福祉事務所設置条例(昭和56年市条例第27号)に基づく福祉事務所

(2) 法第3条第1項(法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づき岡山県が設置する配偶者暴力相談支援センター(以下「県相談支援センター」という。)

(3) 警察、弁護士会、医療機関その他の関係機関

(女性相談員による相談等)

第22条 市長が委嘱した女性相談員(売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第2項の規定に基づき市長が委嘱する婦人相談員をいう。以下同じ。)は、市相談支援センターと連携を図りながら、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、必要な指導を行うものとする。

(被害者の緊急一時保護)

第23条 市は、配偶者等からの第8条第3号に掲げる行為(以下「配偶者等からの暴力」という。)を受けた者(配偶者等からの暴力を受けた後婚姻又は法第28条の2に規定する関係を解消した者であって、当該配偶者等であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者を含む。以下「被害者」という。)からの申出により、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

2 前項に規定する緊急一時保護を行う期間は、被害者が当該申出を行った時から、法に基づく一時保護が開始されるまでの間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当するときは、緊急一時保護を行わない。

(1) 当該緊急一時保護の申出の理由となった配偶者等からの暴力と同一の事実を理由とする法第10条第1項各号(法第28条の2において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る保護命令の申立てについての決定により、当該緊急一時保護の必要性を欠くことが明らかなきとき。

(2) 法に基づく一時保護が行われないうとき、正当な理由なくして法に基づく一時保護の申出が行われないうときその他の緊急一時保護を行うことが適当でないとき認められるとき。

4 市は、偽りその他不正の手段により第1項に規定する緊急一時保護を受けた者に対して、当該緊急一時保護に要した費用の返還を求めることができる。

(被害者の保護及び自立支援)

第24条 市は、法第10条第1項第1号(法第28条の2において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る保護命令の決定を受けた被害者(市内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ。)からの申出により、当該保護命令が効力を有する間、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)に対して、市の施設において、法第5条(法第28条の2において準用する場合を含む。)に規定する保護に準ずる保護を行うことができる。

2 前項の場合において、市は、被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっ旋、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

3 前2項の規定は、法第18条第1項(法第28条の2において準用する場合を含む。)の保護命令の再度の申立てを行った場合につい

て準用する。

(配偶者等からの暴力の発見者による通報等)

第25条 配偶者等からの暴力を受けている者を発見した者は、法第6条第1項(法第28条の2において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、その旨を県相談支援センター又は警察官に通報するよう努めるほか、市相談支援センター又は女性相談員に通報することができる。

2 市相談支援センター及び女性相談員は、被害者に関する通報又は相談を受けたときは、必要に応じ、被害者に対し、市又は県相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

3 前2項の場合において、市相談支援センター及び女性相談員は、法第6条第1項の規定により、被害者の意思を尊重しつつ、県相談支援センター又は警察官に通報するものとする。

(職務関係者の義務等)

第26条 市が実施する被害者の保護、相談等に職務上関係のある者(市の依頼によりその業務の一部を行う者を含む。以下「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保に十分な配慮をしなければならない。

2 職務関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者等からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(暴力の防止及び被害者の保護の促進)

第27条 市は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進を図るものとする。

2 市は、被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上を図るものとする。

3 市は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うものとする。

第4章 推進体制

(推進体制の整備)

第28条 市は、市、市民及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るため、市、市民及び事業者が参加する全市民的な推進組織として、さんかく岡山の機能の育成、充実を図るものとする。

2 市は、さんかく岡山を拠点に、市の施設相互間の連携体制の整備に努めるものとする。

3 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(岡山市男女共同参画専門委員会の設置)

第29条 本市の男女共同参画社会の形成の促進について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市男女共同参画専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第30条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 第19条に規定する審議会等の委員の選任に関すること。

(3) 第20条に規定する苦情の処理に関すること。

(4) 男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。

(5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第31条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第32条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第2号に掲げる者については、委員の総数の10分の3以内の数とする。

(1) 学識経験者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第33条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第34条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

第5章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第19条及び第21条から第26条までの規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第19条第3項の規定は、平成14年4月1日前から引き続き任期の中途においては適用しない。
- 3 平成14年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「第5条第2項の規定による専門委員会」とあるのは、「第5条第1項の規定による部会」とする。

附 則(平成23年市条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後、最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第32条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成25年市条例第49号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「第3次さんかくプラン」のあらまし

1 策定の経緯

岡山市は、平成13年6月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）」を、市と市民の協働により制定しました。

このさんかく条例の規定に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成14年3月に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画（さんかくプラン）」、平成19年3月に「新さんかくプラン」を策定し、市民と協働しながら、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいりました。

平成22年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、前回調査（平成17年実施）に比べ、「男は外で働くもの、女は家庭を守るもの」といった固定的な性別役割分担意識が解消されつつあり、男女共同参画の意識の高まりを示していますが、実態としては、依然として家事を担うのは女性であることが多く、男女共同参画が十分浸透しているとは言い難い状況にあります。

こうしたことから、男女共同参画社会を実現するためには、個人のみならず、社会全体での意識改革とともに男女共同参画推進に向けてのさらなる取組が必要であると考えます。

このような考えのもと、「新さんかくプラン」の計画期間が平成23年度をもって満了するのを受けて、平成24年3月「第3次さんかくプラン」を策定しました。

2 検討経過

- (1) 岡山市男女共同参画専門委員会での審議（7回）
- (2) 第3次さんかくプラン策定ワーキンググループ会議（10回）
- (3) パブリック・コメントの実施（期間：平成23年12月15日～平成24年1月13日）
- (4) 公聴会の開催（さんかく岡山、中区保健センター、百花プラザ、西ふれあいセンター）

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的及び基本目標

性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」（＝男女共同参画社会）の実現を目的とし、

- ① 性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現
- ② 性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現
- ③ 性別にかかわらず、多様な意見が生かされる元気なまちの実現

を基本目標とします。

(2) 基本理念

さんかく条例で規定した7つの基本理念を本計画の基本理念とします。

(3) 計画の位置付け及び期間

この計画は、岡山市都市ビジョン〔新・岡山市総合計画〕との整合性を図り、市政のあらゆる分野の施策の推進にあたり、男女共同参画の視点をいかにするためのものです。

男女共同参画社会基本法第14条第3項及びさんかく条例第9条に規定する基本的な計画として位置付けます。本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5カ年とします。

4 第3次さんかくプランでの取組

(1) 重点的な取組

これまでの本市の男女共同参画の取組と課題をふまえて、

- ①男女平等を推進する教育・学習の推進
- ②配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進
- ③男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ④男性にとっての男女共同参画の推進

に重点的に取り組みます。

これらの取組を通じて男女共同参画社会の形成の促進をするためには、市の取組だけでなく、市民・事業者のみなさんが自らのこととして取り組んでいただくこと（協働）が大切です。

(2) プランの効き目を測る

このプランに基づいて市民・事業者・市の行うさまざまな男女共同参画の取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたかを見るための指標（成果指標）を設定します。

また、市の取組については、重点目標ごとに数値目標を設定し、その達成度合の進行管理を行います。

そして、この数値目標と成果指標をもとに、毎年評価を行い、その結果を公表します。

(3) 推進体制

① 審議会

○男女共同参画専門委員会

基本計画の策定や市が実施する男女共同参画に関する施策への苦情の処理等について調査審議するほか、審議会等の男女いずれの委員も4割以上とする「さんかく条例」の規定の適用除外について審査を行うとともに、基本計画が市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたのかを測るための、現状値の把握や行政評価について審議を行います。委員の定数は10人で、3人以内で公募委員を募集します。

○さんかく岡山運営委員会

「さんかく岡山」の運営及び事業に関する審議を行います。委員の定数は8人以内で、学識経験者以外に「さんかく岡山」の利用者の内から委員を委嘱し、「さんかく岡山」の運営及び事業に利用者の視点を反映させます。

② 女性が輝くまちづくり推進本部

市では、男女共同参画及び女性が輝くまちづくりに関する施策を総合的に進めるための庁内推進組織として女性が輝くまちづくり推進本部を置いています。推進本部は、市長を本部長として、局長級の職員及び指名規定により委嘱された職員で構成しており、関係の課長級職員からなる幹事会を設けています。

男女共同参画専門委員会委員名簿

氏 名	専門分野等	現 職
かいばら みよこ 貝原 己代子	社会・家族	さんかくナビ理事長 NPO法人全国女性シェルターネット理事
こまつ やすのぶ 小松 泰信	農業経営学	岡山大学大学院環境生命科学研究科教授
たかだ みきこ 高田 美紀子	経済・雇用	岡山商工会議所女性会副会長
てらお まさる 寺尾 勝	公募委員	無職
どい ひさよ 土井 久代	公募委員	ラピッド速読教室
なかつか みきや 中塚 幹也	産婦人科学	岡山大学大学院保健学研究科教授
はらだ こうじ 原田 幸治	人権・法律	弁護士（岡山弁護士会）
ひかさ あい 日笠 亜衣	公募委員	個人事務所デザインシータ
まつい けいぞう 松井 圭三	社会・福祉	中国短期大学保育学科・専攻科介護福祉専攻教授
みつおか あきこ 光岡 亜希子	地域活動	NPO法人マザーリーフ

(五十音順)